

愛知県子供読書活動推進計画（第四次）について

このことについて、計画を策定しましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成31年2月12日

生涯学習課

愛知県子供読書活動推進計画（第四次）概要版

～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～

計画策定の趣旨

○計画の背景と策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)(以下「推進法」という。)

- ・子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの
- ・都道府県及び市町村に「子供読書活動推進計画」策定の努力義務を規定

○計画の性格

- ・推進法第9条第1項の規定に基づく計画であり、「あいちの教育ビジョン2020」を踏まえ子供の読書活動を推進する具体的な方針を定めるもの
- ・推進法第9条第2項の規定に基づき、市町村が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を独自に策定するための指針となるもの

○計画期間

平成31年度からおおむね5年間（2019年度～2023年度）

第三次推進計画期間の評価

- ・市町村のブックスタートの取組増加による家庭における読み聞かせの拡充
- ・公立図書館同士、公立図書館と学校図書館との連携の促進
- ・学校図書蔵書のデータベース化の促進
- ・「子供読書活動推進計画」策定市町村の増加
- ・高等学校を始め、全学校種における不読率（1か月に1冊も本を読まなかった割合）の上昇
- ・学校図書新規購入冊数、読書ボランティアの減少

愛知県を取り巻く状況（H30.1調査結果から）

- ・読書を「好き」「どちらかという好き」と答える子供は7割超
- ・読書好きな子供でも「勉強で本を読む時間がない」
- ・読書量改善に一番効果的なのは「本を読む時間をしっかりとってあげる」こと

第四次推進計画に向けた主な課題

- ・読書習慣定着の促進
- ・高校生の不読率の改善
- ・身近に本のある環境の整備促進



教育は
未来へつなぐ
希望の輪

愛知県教育委員会

第四次推進計画の基本的方針

<基本理念> 未来へつなぐ、いつも本のある暮らし

<基本目標と方策>

未来へつなぐ、いつも本のある暮らし

基本目標 1
家庭、地域、学校等
における取組の充実

方策 1
家庭における発達段階に応じた取組の推進

方策 2
地域における発達段階に応じた取組の推進

方策 3
学校等における発達段階に応じた取組の推進

基本目標 2
子供読書活動推進
支援の一層の充実

方策 4
普及啓発活動の推進

方策 5
家庭、地域、学校等相互及び図書館間等の連携・協力の推進

方策 6
子供読書活動推進体制の整備

主な取組

基本目標 1 家庭、地域、学校等における取組の充実

子供の発達段階に応じて、子供が読書に親しむ習慣の定着、継続を図る。

方策 1 家庭における発達段階に応じた取組の推進

- ・ブックスタート事業等の推進
- ・読み聞かせの啓発・推進
- ・家読（うちどく）事業の推進 等

方策 2 地域における発達段階に応じた取組の推進

(1) 公立図書館

ア 県図書館

- ・発達段階に応じたブックリストの配布や展示等の実施及び発信
- ・ヤングアダルト層へのサービスの充実
- ・障害のある子供を対象にしたサービスの充実
- ・幅広い外国語の児童図書の収集と提供 等

イ 市町村立図書館

- ・ブックスタート事業の実施、支援
- ・読み聞かせ会の実施、支援
- ・家読活動の支援
- ・ネットワーク化による支援 等

(2) 公民館・児童館

- ・公民館図書室の読書環境の整備
- ・公民館や児童館における読書活動の奨励 等

(3) NPO・ボランティアグループなどの民間団体

- ・読書ボランティアの活動支援
- ・外国人の子供の言語習得のための「絵本の読み聞かせ」の推進 等

方策3 学校等（幼稚園・保育所を含む）における発達段階に応じた取組の推進

- (1) 教育活動全体を通じた読書活動の推進
 - ・幼稚園や保育所等における読み聞かせ体験の充実
 - ・一斉読書等を利用した児童生徒の読書習慣の確立と読書時間の確保
 - ・授業などでの読書の活用 等
- (2) 魅力ある学校図書館作りの推進
 - ・「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能の充実
 - ・「心の居場所」としての機能の充実 等

基本目標2 子供読書活動推進支援の一層の充実

子供の読書活動の意義や重要性を県民に周知するとともに、子供の読書活動に携わる機関・団体が緊密に連携・協力し、本に親しむ環境作りを進める。また、「高校生ビブリオバトル愛知県大会」を開催し、読書への関心を高める。

方策4 普及啓発活動の推進

- ・「高校生ビブリオバトル愛知県大会」の実施
- ・優れた子供読書活動の奨励
- ・優良な図書の普及 等

方策5 家庭、地域、学校等相互及び図書館間等の連携・協力の推進

- ・家庭と学校等の連携
- ・地域と学校等の連携
- ・家庭と地域の連携 等

方策6 子供読書活動推進体制の整備

- ・子供読書活動の総合的な推進
- ・市町村推進計画策定の推進 等

数 値 目 標

項 目	現況(2017年)	目標(2023年)
<基本目標1>家庭、地域、学校等における取組の充実		
市町村立図書館におけるボランティア団体数(人数)	538団体(6,298人)	現況値以上
一斉読書等読書活動実施率	小:98.6%、中:95.1%、高:26.7%	小・中:現況値以上、高:50%
一斉読書以外の読書活動推進の取組実施率	特:71.0%	特:99%
学校種ごとの不読率	小:6.5%、中:12.3%、高:45.9%	小:3%以下、中:7%以下、高:33%以下
<基本目標2>子供読書活動推進支援の一層の充実		
公立図書館と学校図書館との連携実施率	小:86.0%、中68.8%、高18.0%、特29.0%	小:95%、中:75%、高:30%、特40%
市町村推進計画策定率	72.2%	91%

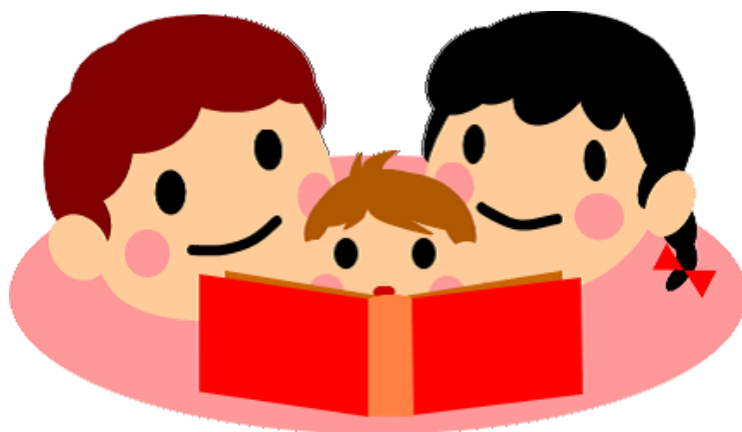
※ 小:小学校、中:中学校、高:高等学校、特:特別支援学校

発達段階に応じた取組一覧表

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
		乳幼児期					小学生期					中学生期					高校生期				
家庭		ブックスタート事業等					読み聞かせの啓発・推進														
												家読（うちどく）事業の推進									
		家庭教育に関する各種事業を活用した啓発																			
地域	図書館	発達段階に応じたブックリストの配布や展示等の実施及び発信																			
		レファレンスサービスの充実																			
		おはなし会、参加型イベントなど、子供が読書の楽しみに触れる機会の提供																			
														ヤングアダルト層へのサービスの充実							
		障害のある子供を対象にしたサービスの充実																			
		幅広い外国語の児童図書の収集と提供																			
		ブックスタート事業の実施、支援		読み聞かせ会の実施、支援					家読（うちどく）活動の支援												
児童館	公民館	公民館や児童館における読書活動の奨励																			
	ボランティア	外国人の子供の言語習得のための「絵本の読み聞かせ」の推進																			
	保育園等	読み聞かせ体験の充実																			
学校等	小学校						読み聞かせ体験の充実														
							一斉読書等を利用した読書習慣の確立														
							授業などでの読書の活用														
	中学校											一斉読書等を利用した読書習慣の確立と読書時間の確保									
										授業などでの読書の活用											
高等学校																一斉読書等を利用した読書時間の確保					
																授業などでの読書の活用					
困難なことに	読むことに	障害のある子供の読書活動の推進																			
									一斉読書以外の読書活動推進の取組												

愛知県子供読書活動推進計画（第四次）

～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～



平成 31 年 2 月



愛知県教育委員会

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」では、子供の読書活動について、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」としています。

愛知県では、平成16年に「愛知県子ども読書活動推進計画」を策定し、およそ5年ごとに改定しながら、全ての子供たちが自主的に読書活動ができるよう取組を進めてきました。

その結果、子供たちが読書に親しむ環境は整いつつあり、平成30年1月に本県が実施した調査では、7割以上の子供が「読書が好き」と答えています。一方で、5年前と比べると、読書が好きであっても、1か月に全く本を読まない子供の割合は高くなっていることも分かりました。

近年、情報通信技術（ICT）の進展に伴い、様々な文字情報や漫画、動画など、子供たちの周囲には魅力的で多彩な情報があふれ、容易に手に入るようになりました。また、勉強や課外活動などもあり、子供たちの生活が多様化、多忙化する中で、読書をする時間が更に減少することが懸念されます。

このような状況の中、子供が本に触れ、読書の楽しさを知り、本を読む機会を増やすためには、生活の中に読書を取り入れていく必要があると考えます。

そこで、この度、「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～」を策定しました。

今後、愛知県は、この計画を基に積極的な取組を進め、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしながら、読書を取り入れた生活習慣を確立することを促し、豊かな感性と思考力・判断力・表現力を身に付け、「生きる力」を備えた子供を育てていけるよう、子供の読書活動を推進していきます。

平成31年2月

愛知県教育委員会

目 次

第1章 第四次推進計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画の背景と策定の趣旨	
(2) 計画の性格	
(3) 計画期間	
2 第三次推進計画期間における評価	2
(1) 基本目標1：家庭、地域、学校等における取組の推進	
(2) 基本目標2：普及啓発活動の推進	
(3) 基本目標3：子どもが読書に親しむ機会を提供できる連携・協力体制の整備	
3 愛知県の読書を取り巻く現状	7
4 第四次推進計画に向けた課題	13
第2章 第四次推進計画の基本的方針	14
1 基本理念	14
2 基本目標と方策	15
第3章 第四次推進計画における基本目標と具体的方策	17
＜基本目標1＞ 家庭、地域、学校等における取組の充実	17
方策1 家庭における発達段階に応じた取組の推進	17
方策2 地域における発達段階に応じた取組の推進	19
(1) 公立図書館 ア 県図書館 イ 市町村立図書館	
(2) 公民館・児童館	
(3) NPO・ボランティアグループなどの民間団体	
方策3 学校等(幼稚園・保育所を含む)における発達段階に応じた取組の推進	30
(1) 教育活動全体を通じた読書活動の推進	
(2) 魅力ある学校図書館作りの推進	
＜基本目標2＞ 子供読書活動推進支援の一層の充実	38
方策4 普及啓発活動の推進	38
方策5 家庭、地域、学校等相互及び図書館間等の連携・協力の推進	41
方策6 子供読書活動推進体制の整備	44
第四次推進計画における数値目標	46
愛知県子供読書活動推進計画（第四次）注釈集	47
参考資料	51
1 愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）における数値目標の進捗状況	
2 愛知県子ども読書活動推進協議会開催要項・委員名簿	
3 愛知県子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催要項	

県民の皆様へ

第 1 章 第四次推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景と策定の趣旨

- 平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が施行され、全ての子供^{※1}が自主的に読書活動ができるよう、環境の整備を推進することが基本理念とされました。また、同法第 9 条第 1 項で都道府県が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と規定されました。
- 国は、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。その後、子供の読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成 20 年 3 月に第二次基本計画、平成 25 年 5 月に第三次基本計画、そして平成 30 年 4 月には第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（計画期間：おおむね 5 年（2018～2022 年度））を策定しました。

国は第三次基本計画期間における課題として、不読率^{※2}がいずれの世代においても計画で定めた進度での改善は図られておらず、特に高校生が依然として高い状況にあることなどを挙げています。これを受け、第四次基本計画では、高校生の不読率については、多数の高等学校を所管する立場から都道府県が市町村と連携しつつ施策を推進するよう努めることが示されました。
- 本県では、国の基本計画を踏まえ、全ての子供が自主的に読書活動ができるよう、平成 16 年 3 月に「愛知県子ども読書活動推進計画」、平成 21 年 9 月には「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）」、平成 26 年 3 月には「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）」（以下「第三次推進計画」という。）を策定して取組を進めてきました。

国の第四次基本計画及び本県におけるこれまでの計画の取組やアンケートによる現状把握を踏まえて明らかになった課題に対応するため、「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）」（以下「第四次推進計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の性格

- 第四次推進計画は、推進法第 9 条第 1 項の規定に基づく計画であり、「あいちの教育ビジョン 2020^{※3}」を踏まえ子供の読書活動を推進する具体的な方針を定めるものです。
- 推進法第 9 条第 2 項の規定に基づき、市町村が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」（以下「市町村推進計画」という。）を独自に策定するための指針となるものです。

(3) 計画期間

計画期間は平成 31 年度からおおむね 5 年間（2019 年度～2023 年度）とします。

2 第三次推進計画期間における評価

本県の第三次推進計画では、子供の読書活動を具体的に推進していくために次の三つの基本目標を設け、これを達成するため、それぞれの方策を明確にした上で、本県の実情を踏まえ、施策の方向性を示し、取組を進めてきました。基本目標ごとの評価は、次のとおりです。

基本理念

読書が好き！と言える子どもの育成を目指して

第三次推進計画における三つの基本目標

基本目標 1：家庭、地域、学校等における取組の推進

基本目標 2：普及啓発活動の推進

基本目標 3：子どもが読書に親しむ機会を提供できる連携・協力体制の整備

(1) 基本目標 1：家庭、地域、学校等における取組の推進

評価

◆ 家庭における取組の評価

- 市町村によるブックスタート※4事業等の実施により、子供と絵本に親しむことの大切さや楽しさを多くの保護者に伝える取組が進みました。
取組実施市町村の割合は、平成25年度の89%から増加し、平成29年度には96%と目標の100%に近づいています。
- 家庭で読み聞かせを実施している割合は、平成25年度の78%から増加し、平成29年度には84%と目標の85%に近づきました。
子供が自然に本に興味・関心を持ち、読書の喜びを知って習慣的な読書を身に付ける有効な手立てが家庭に浸透してきています。
- 家庭教育に関する各種事業を活用し、子供の読書活動の重要性について啓発するため、リーフレット「子どもが本を好きになるために」を作成し、「親の育ち」家庭教育研修会※5等で配布を行いました。

◆ 地域における取組の評価

- 愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「県図書館」という。）では、図書館未設置町村（5町1村）の公民館図書室等に図書の貸出支援を行いました。

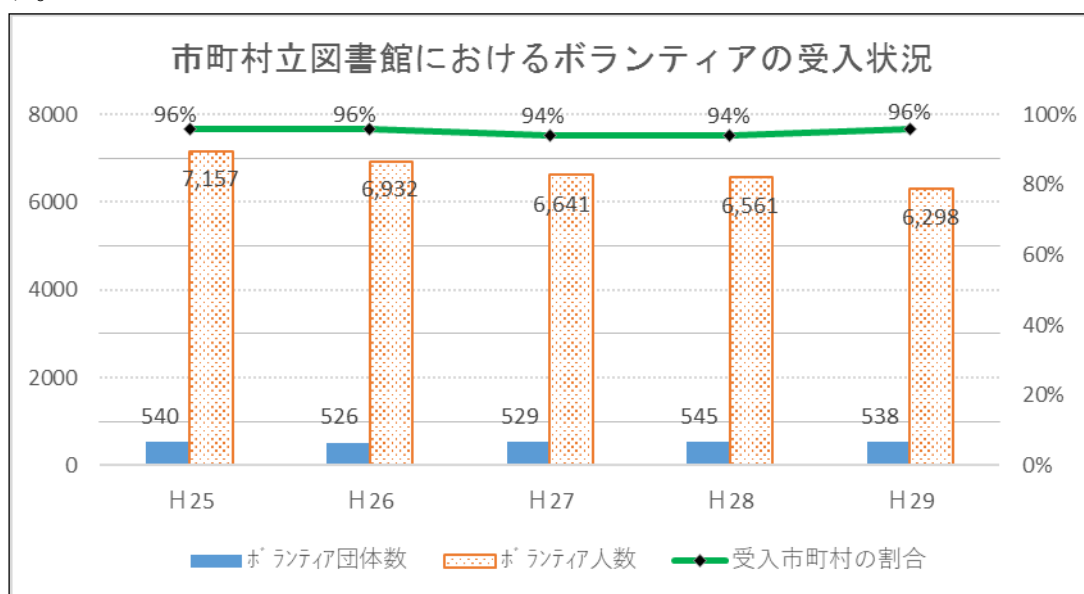
- 県図書館では、県内全域の資料（図書館における図書や視聴覚資料等の総称）提供機能を充実させるため、週1回の資料搬送の一部を試行で週2回にするなど、資料支援ネットワークの強化に努めました。

県内公立図書館等の蔵書を一括して検索できるシステム、県内図書館横断検索「愛蔵くん※6」には、県図書館と50市町村の図書館や公民館図書室のほか、専門図書館3館※7が参加しています。

- 県図書館における児童図書の年間貸出冊数は、中期的には減少傾向にあります。

- 市町村立図書館では、9割以上が読み聞かせなどのボランティア活動の受入れをしています。活動する団体数も平成29年度には538団体と目標の600団体に近い数値を維持しています。

一方、活動人数は徐々に減少しており、平成29年度には6,298人となっています。



資料：愛知県教育委員会「子どもの読書活動推進に関する調査」

◆ 学校等（幼稚園・保育所を含む）における取組の評価

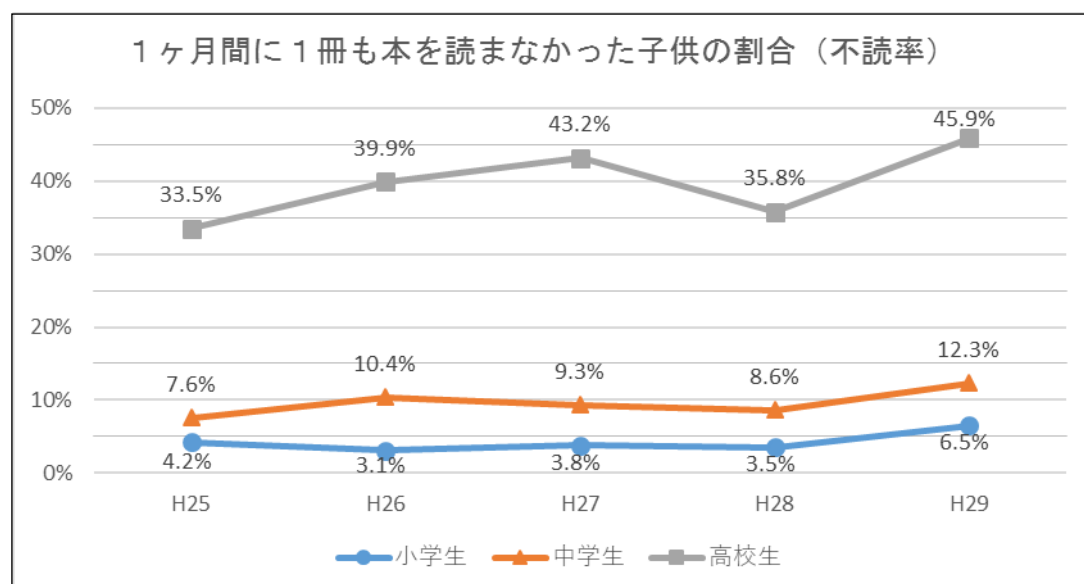
- 全校一斉読書の実施率は、平成27年度以降、小学校は99%、中学校は95%の高水準を維持しています。

- 全校一斉読書以外の読書活動推進の取組として、本の読み聞かせやブックトーク※8の実施、推薦図書コーナーの設置、図書館まつりや読書週間（月間）、「子ども読書の日」における行事の開催、学校図書館に関する広報活動などが行われています。

特に小学校では、平成25年度以降、99%以上の高い実施率となっています。中学校、高等学校、特別支援学校でも実施率は高く、平成28年度には、どの校種も80%以上の学校（中学校80%、高等学校81%、特別支援学校97%）が実施していましたが、平成29年度の調査では下降に転じました（中学校78%、高等学校54%、特別支援学校71%）。

- 学校種ごとの不読率は、平成25年度は小学校で4.2%、中学校で7.6%、高等学校で33.5%でした。この5年間の推移を見ると不読率の割合は上昇傾向にあり、平成29年度には、小学校で6.5%、中学校で12.3%、高等学校で45.9%になっています。

（平成29年度全国の不読率：小学校5.6%、中学校15.0%、高等学校50.4%）



資料：愛知県教育委員会「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）の進捗状況調査」（H25～H28）、
「愛知県子ども読書活動実態調査」（H29：平成30年1月実施） いずれも対象校は無作為抽出

- 図書の新規購入冊数については、平成26年度から平成30年度までの累計目標冊数を小学校約200万冊、中学校約100万冊、高等学校約25万冊、特別支援学校約2万冊としておりますが、平成26年度から平成28年度までの累計冊数では、いずれの校種でも目標の半数程度に留まっています。
- 蔵書のデータベース化を行っている学校の割合は、どの校種も割合が増加しており、読みたい本を素早く探せるようになるなど利便性が高まっています。

(2) 基本目標 2 : 普及啓発活動の推進

評 価

◆ 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

○ 「子ども読書の日※⁹」（4月23日）における市町村のイベント実施率は9割を超えており、平成29年度は94%となりました。他にも、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）や「文字・活字文化の日※¹⁰」から始まる「読書週間」（10月27日～11月9日）に合わせて、各種イベントを開催するとともに、ポスターの掲示、チラシの配布などによる広報活動を行いました。

○ 「青少年によい本をすすめる県民運動※¹¹」において、平成25年度から28年度における年度ごとの読書感想文・感想画の応募数の平均は22,078通でしたが、平成29年度には24,323通となりました。愛知県書店商業組合の協賛により、応募学校には図書を寄贈し、個人応募者には記念品を贈呈しました。

◆ 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

○ 各種調査を実施し、市町村で行われている子供の読書活動を推進する事業や、読書ボランティアの活動状況、第三次推進計画の進捗状況等の情報を愛知県教育委員会のウェブページに掲載しました。

◆ 優れた取組の奨励、優良な図書の普及

○ 本県では平成26年度から平成30年度までの5年間で子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰を13校（小学校10校 中学校1校、高等学校1校、特別支援学校1校）、6館、6団体、3名が受賞しました。

受賞した優れた取組を愛知県教育委員会のウェブページで紹介しました。

○ 県内の国立・公立・私立高等学校・特別支援学校（高等部）・中等教育学校（後期課程）の学校図書館担当など274人から推薦された全225冊の本や、地元の著名人や公立図書館関係者、読書ボランティア等が推薦する本を紹介したリーフレット「『こころときめく贈り物』～高校生にすすめる1冊の本～」を、第1号から5号まで発行しました。

また、民間企業と連携し、推薦本の一部を紹介する記事を高校生向けフリーペーパーに掲載し配布しました。

(3) 基本目標3：子どもが読書に親しむ機会を提供できる連携・協力体制の整備

評価

◆ 家庭、地域、学校等相互の連携・協力の推進

- 学校図書館の資料を充実させるため、県図書館はテーマごとにまとまった数の資料を貸し出すサービスを実施しました。しかし、このサービスでは、貸出しの際には、県図書館が送料を負担しますが、返却する時は、学校図書館が送料を負担することになっており、そのため、活用が進んでいない状況がありました。そこで、地元の市町村立図書館を経由して学校に資料を搬送し、学校図書館にとって送料の負担が発生しない協力貸出の導入を目指し、平成29年度には県立高校2校に地元の図書館を経由した資料搬送を実施しました。

◆ 図書館間等の連携・協力の推進

- 公立図書館から学校への資料貸出しなど、公立図書館と学校図書館との連携が進み、利便性が高まりました。

◆ 子ども読書活動推進体制の整備

- 市町村推進計画の策定率は平成25年度の67%から平成29年度には72%へ増加しました（市の策定率87%、町村の策定率38%）。
- 計画期間中毎年1回「愛知県子ども読書活動推進大会※12」を開催し、子供の読書活動に関わる人材の育成や、人的ネットワークの形成を図りました。



フリーペーパーに掲載された
「こころときめく贈り物」

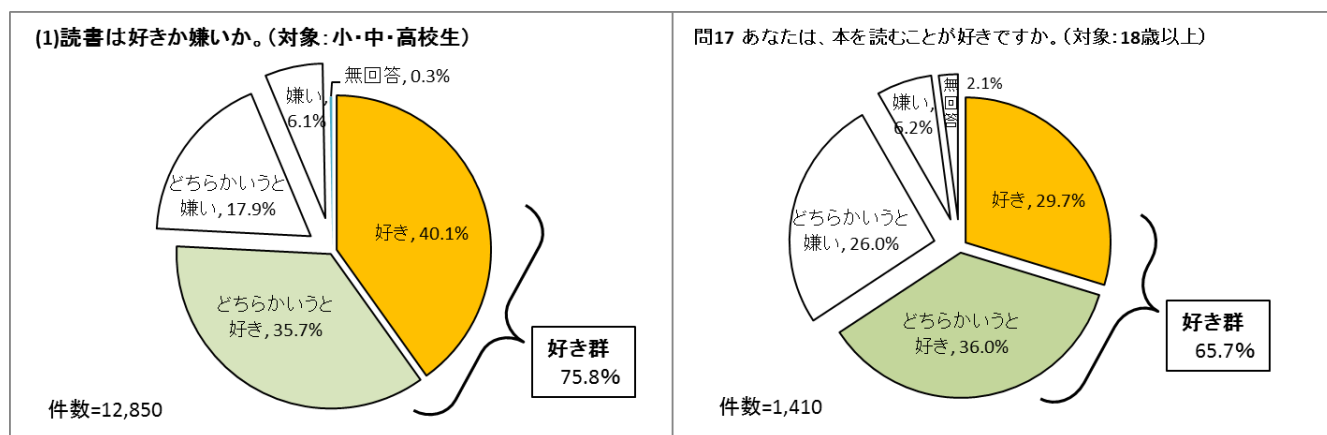
3 愛知県の読書を取り巻く現状

この節では、「愛知県子ども読書活動実態調査※13」（平成30年1月実施。以下「愛知県実態調査」という。）から、子供の読書活動の現状について検証しました。

愛知県実態調査の特徴としては、「あなたは読書が好きですか。それとも嫌いですか。」という質問から始め、児童生徒を読書が「好き」、「どちらかというが好き」と回答した子供（以下「読書好き群」という。）と読書が「嫌い」、「どちらかといえば嫌い」と回答した子供（以下「読書嫌い群」という。）とに分類し、同一の質問項目に回答をすることで、それぞれの傾向を明らかにしました。これは、第三次推進計画策定時に実施した「愛知県における小・中・高等学校対象の読書に関するアンケート※14」（平成25年5月実施。以下「愛知県調査」という。）を踏襲したものであり、一部の質問は共通で、経年比較が可能になっています。その結果については次のとおりです。

(1) 読書が「好き」か「嫌い」か

読書好き群の割合は、小学校で84.1%、中学校で72.8%、高等学校で70.2%であり、学校段階が進むにつれ、読書好き群の割合は減少し、読書嫌い群の割合が増加していきます。しかし、小・中・高を合わせた子供全体で見ると4分の3以上が読書好き群に属します。これは5年前と変わらない傾向です。また、18歳以上の一般県民に対する調査と比較しても高水準でした。

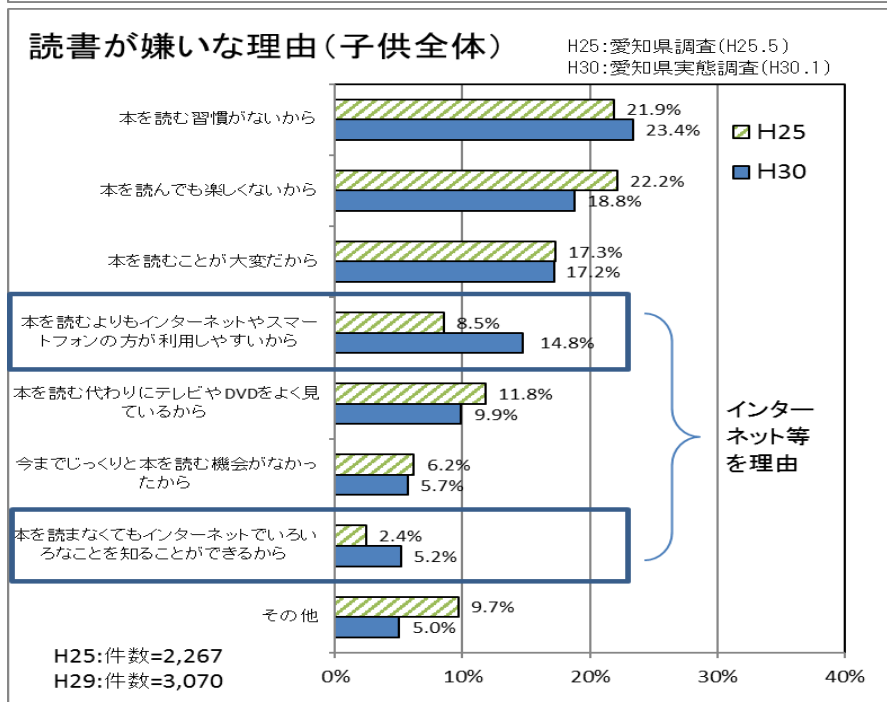
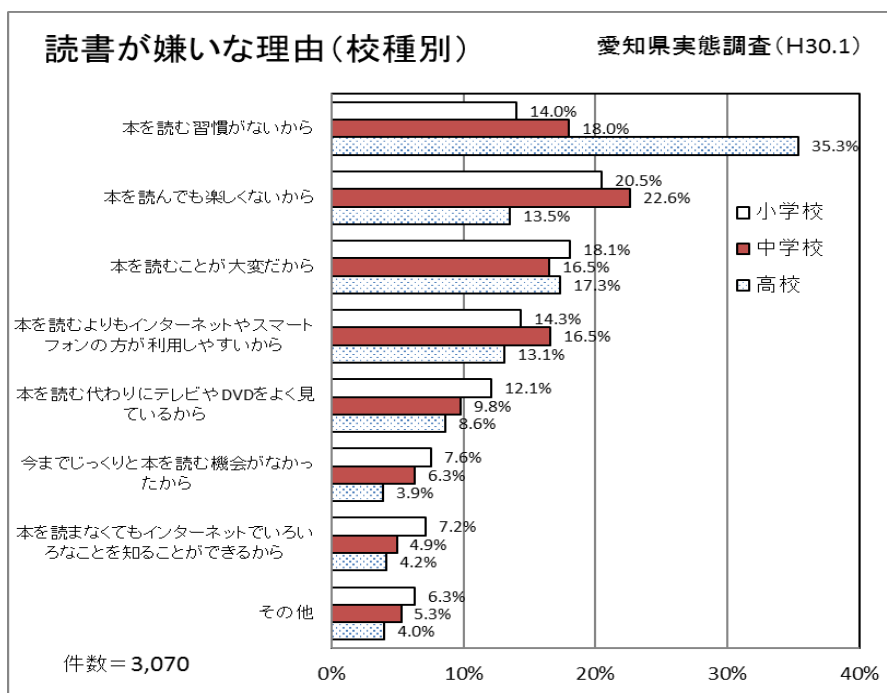


資料：愛知県実態調査（H30.1）

資料：平成29年度第2回県政世論調査（18歳以上対象）

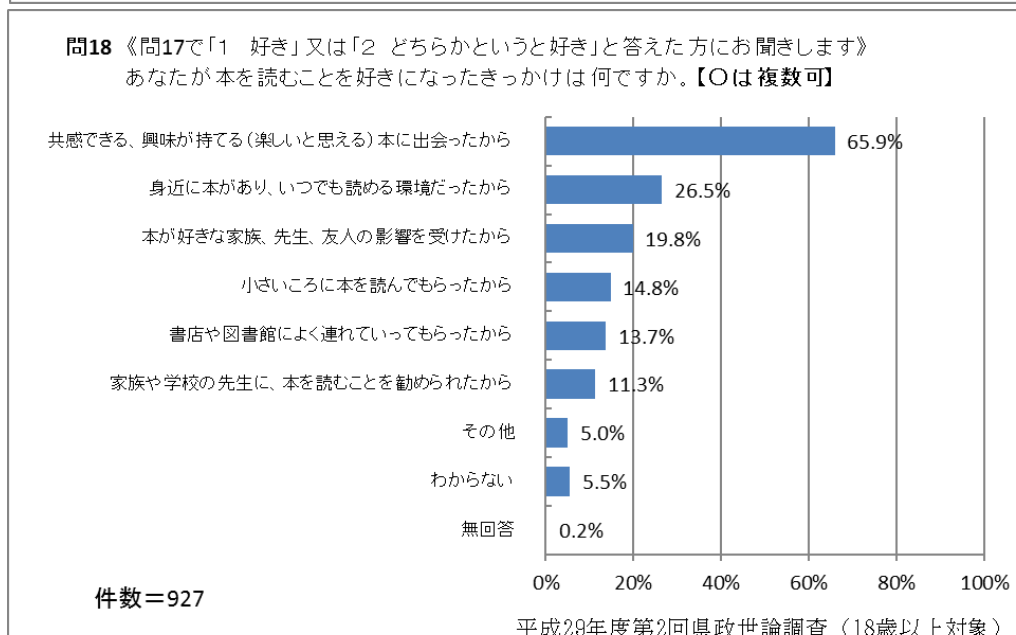
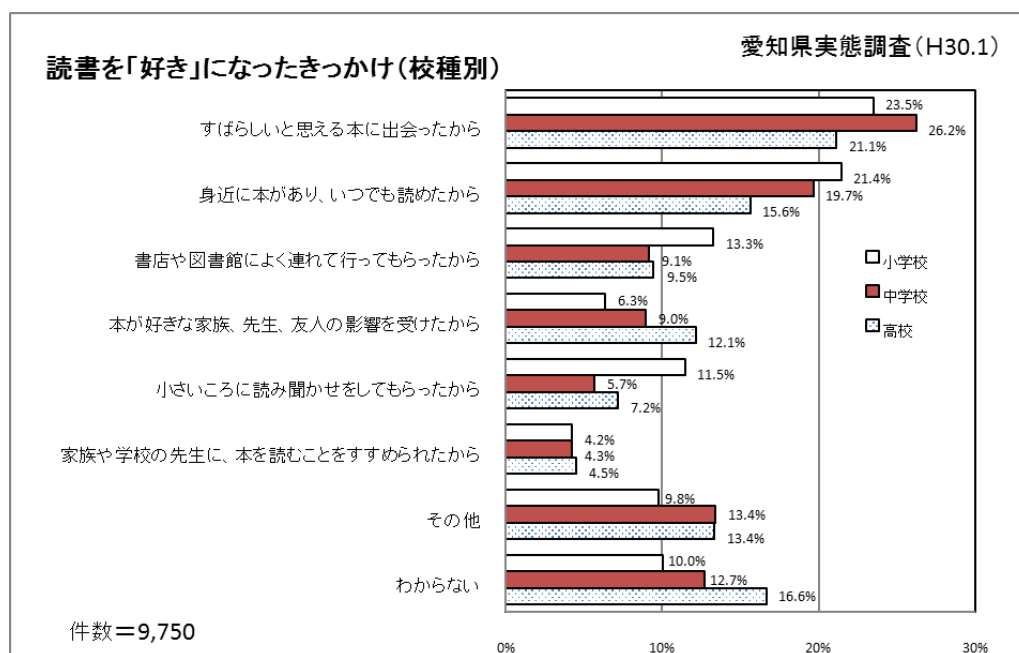
ア 読書が「嫌い」な理由

読書が「嫌い」、「どちらかという嫌い」の理由として、小学生、中学生では「本を読んでも楽しくないから(小 20.5%、中 22.6%)」、高校生では「本を読む習慣がないから(35.3%)」が最も多い回答でした。これは5年前の調査とほぼ同じ傾向です。一方、子供全体で見ると、5年前より「本を読んでも楽しくないから」という回答は若干減って(22.2%→18.8%)、「本を読む習慣がないから」という回答が最も多くなっています(21.9%→23.4%)。インターネット等を理由にする割合が増えている(10.9%→20.0%)のも特徴です。



イ 読書を「好き」になったきっかけ

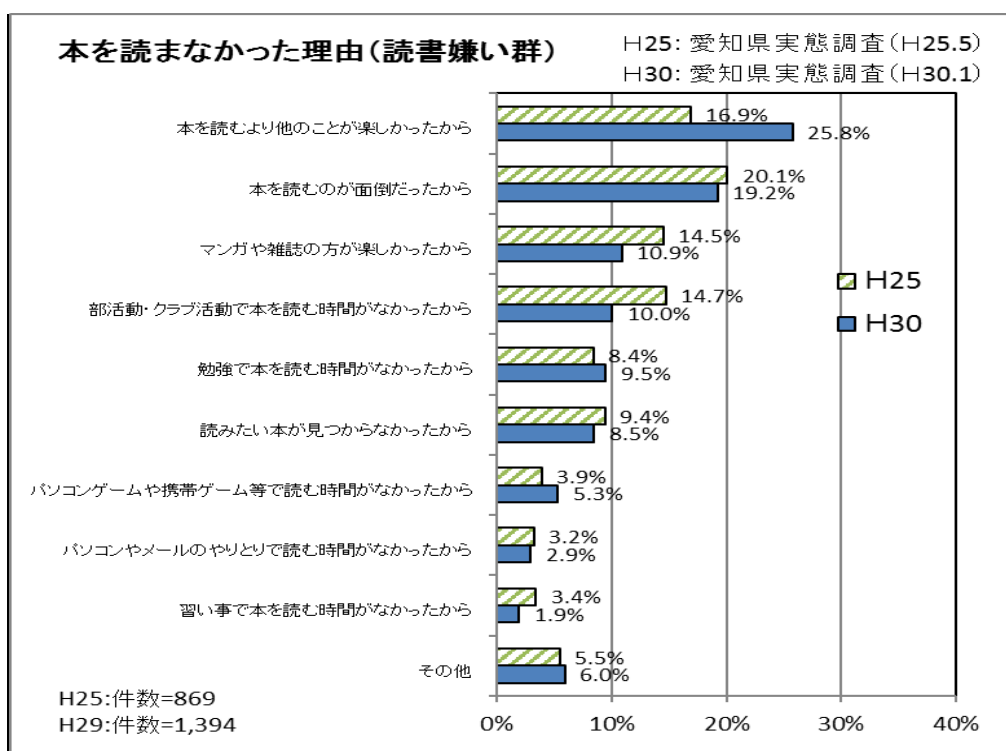
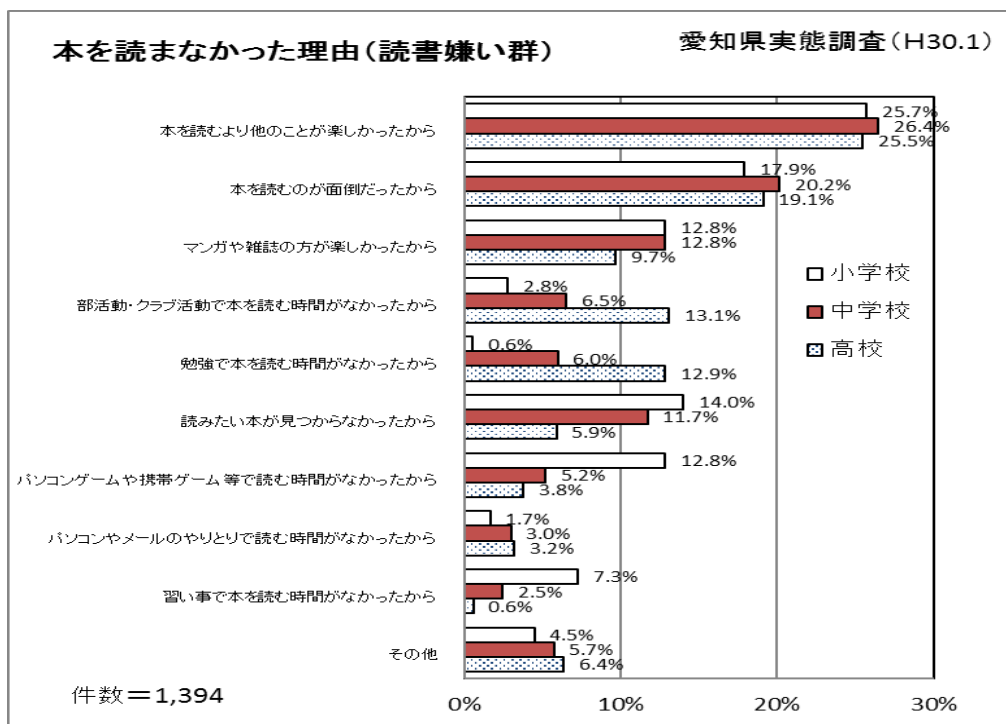
読書が「好き」、「どちらかという好き」になったきっかけについては、小学生、中学生、高校生とも「素晴らしいと思える本と出会ったから」の割合が最も高くなっています(小 23.5%、中 26.2%、高 21.1%)。また、「その他」「わからない」を除けば、いずれも「身近に本があり、いつでも読めたから」が次に多くなっています(小 21.4%、中 19.7%、高 15.6%)。これは18歳以上の一般県民に対する調査結果とも重なります。次いで、小・中学生は「書店や図書館によく連れて行ってもらったから(小 13.3%、中 9.1%)」、高校生は「本が好きな家族、先生、友人の影響を受けたから(12.1%)」が続きます。



(2) 1か月に1冊も本を読まなかった理由

ア 読書嫌い群の分析

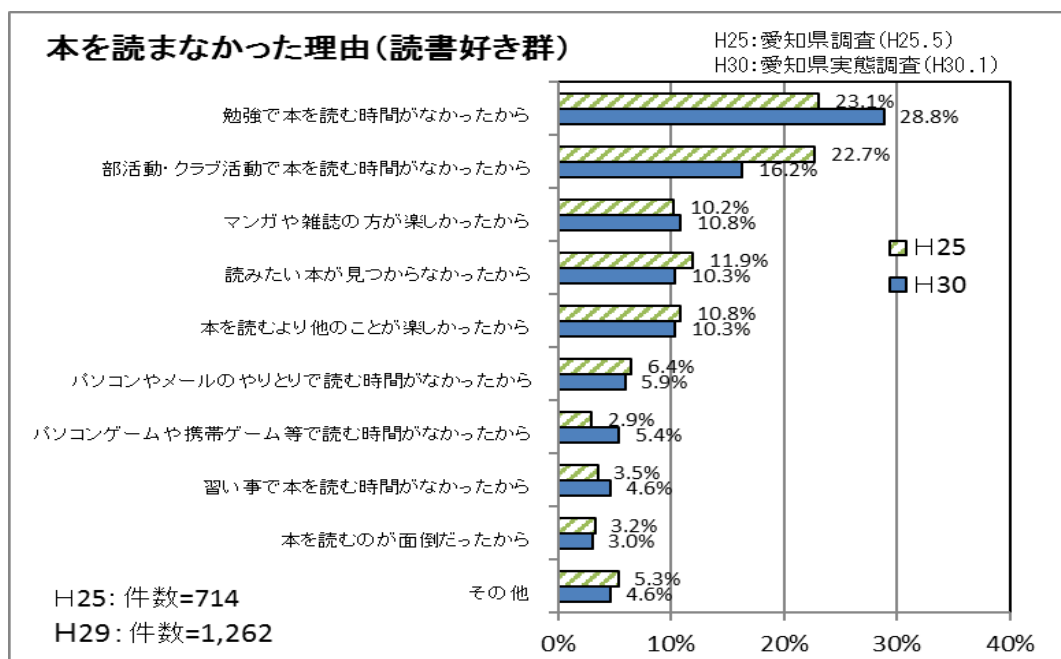
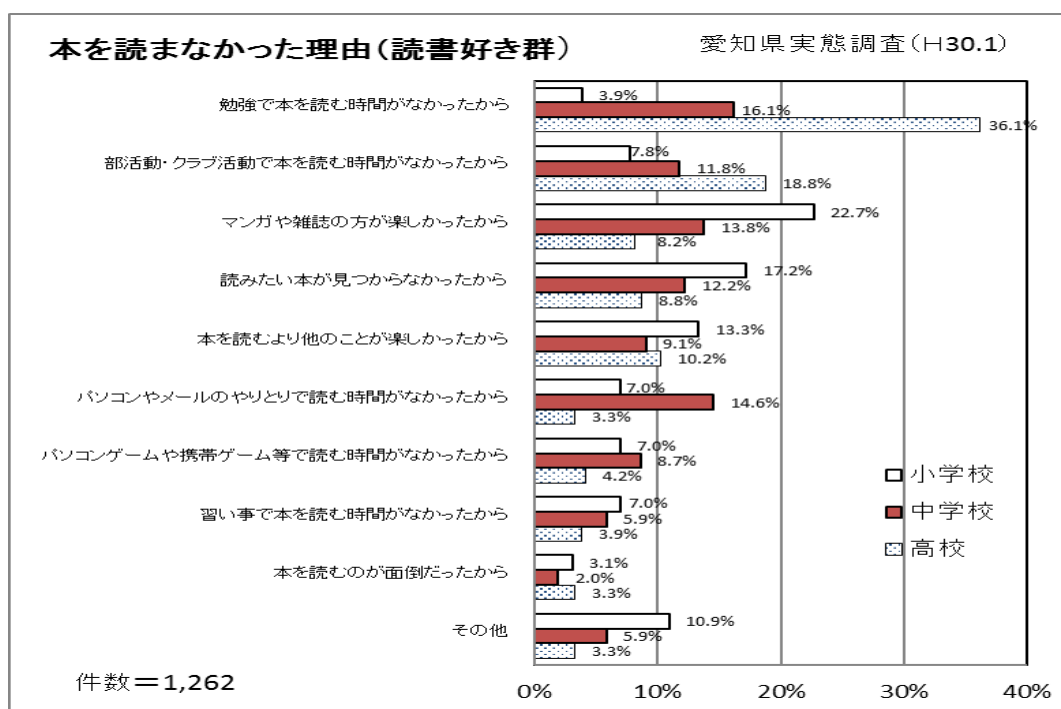
全ての校種で「本を読むより他のことが楽しかったから」を理由に挙げる子供の割合が高くなっています。(小25.7%、中26.4%、高25.5%) 5年前に校種を問わず最も割合が高かった「本を読むのが面倒だったから」は次点でした。生活の多様化の影響がうかがわれます。



イ 読書好き群の分析

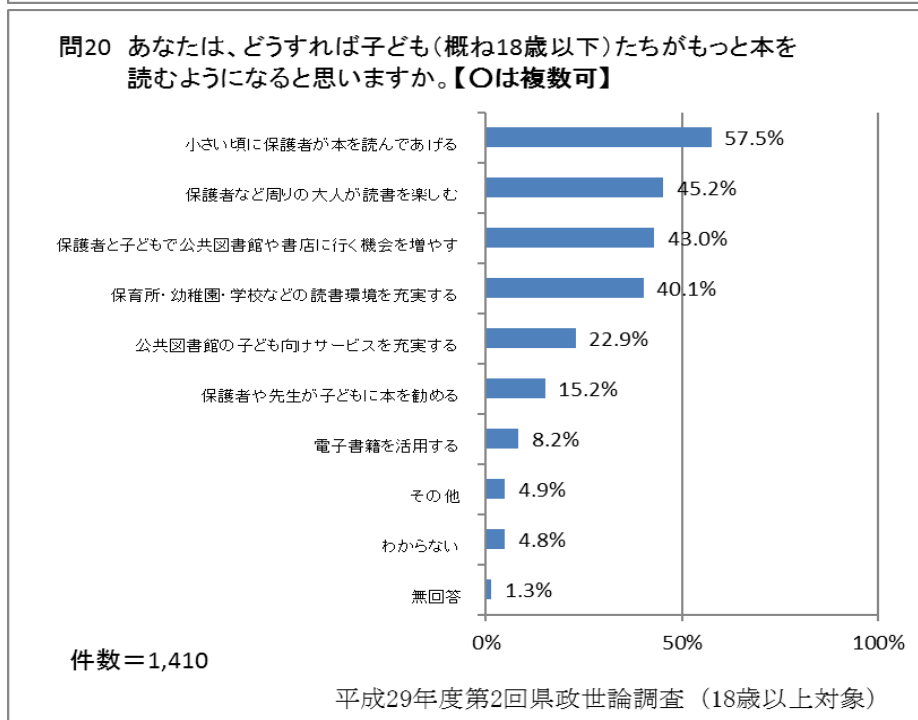
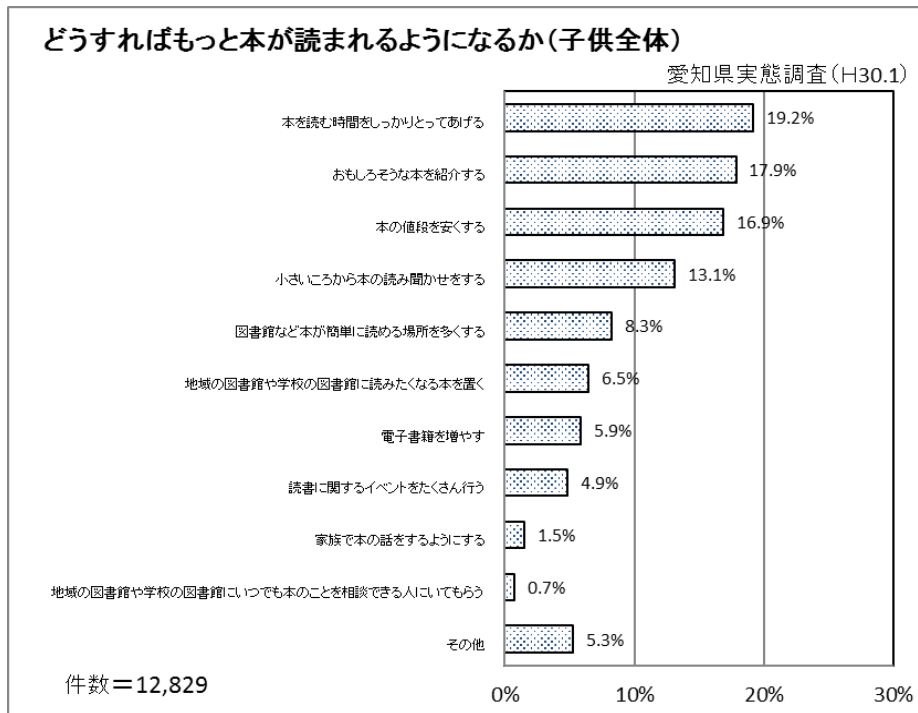
小学生では、「マンガや雑誌の方が楽しかったから (22.7%)」中学生・高校生では「勉強で本を読む時間がなかったから (中 16.1%、高 36.1%)」が最も高くなっています。

特に高校生については、54.9%の生徒が読書よりも学習や部活動等を優先している現状が確認できました。全体を見ても、「勉強で本を読む時間がなかったから (28.8%)」が最も多い答えでした。



(3) 望まれる不読改善の方法

「どうすればもっと本が読まれるようになるか」という質問に対しては「本を読む時間をしっかりとってあげる（19.2%）」「おもしろそうな本を紹介する（17.9%）」を挙げる子供の割合が高くなっています。18歳以上の一般県民に対して同様の質問（複数回答可、選択肢は一部不一致）をしたところ、「小さい頃に保護者が本を読んであげる（57.5%）」「保護者など周りの大人が読書を楽しむ（45.2%）」などが多く挙げられました。



4 第四次推進計画に向けた課題

高校生を始めとして、子供がもっと本を読むように、子供の読書が好きという気持ちを育むとともに、読書習慣を定着させ、読書時間を確保する取組が必要となっています。

◆ 家庭

- 子供が小さい頃の家庭における読み聞かせの大切さを、より多くの保護者に伝える必要があります。

◆ 地域

- 子供の様々なニーズに応え、積極的に利用される魅力ある公立図書館運営が望まれます。
- 図書館が設置されていない町村では、公民館や児童館における子供の読書活動を推進する取組の充実が望まれます。
- 地域の核となる読書ボランティアの活性化と資質向上が望まれます。

◆ 学校等

- 多忙化する子供の生活の中で一定の読書時間を提供する一斉読書活動を引き続き推進していく必要があります。高等学校においても可能な範囲で実施することが望まれます。
- 子供に最も身近な学校図書館は、蔵書のデータベース化により利便性が向上した今、資料の充実やボランティア受入れを含めた人的配置、情報発信の充実などを図っていく必要があります。

◆ 普及啓発活動

- 「子ども読書の日」等で実施されている読書に関する様々な行事やイベントが、工夫され、継続して実施されることが望まれます。

◆ 関係機関・団体の連携・協力

- 公立図書館間で必要な資料・情報等のやり取りを進めるとともに、公立図書館間のみならず、学校図書館や民間団体等との館種・業種を越えた交流機会の提供、連携の提案など、人的ネットワーク作りを推進することが望まれます。
- 公立図書館は、学校図書館の担当者と十分連携を図りながら、学校図書館の運営を支援していくことが望まれます。
- 子供の読書活動に関わる人々に対して、情報提供や、情報交換の機会設定に一層努める必要があります。

◆ 推進体制

- 各市町村は、市町村推進計画を策定し、適宜更新しながら実情に即した施策を講じていく必要があります。
- 家庭や社会全体における読書を推進することにより、子供の読書活動を促進していく必要があります。

第2章 第四次推進計画の基本的方針

1 基本理念

本県における子供の読書活動の現状と課題、そして、国の第四次基本計画における目標から、今後取り組むべき主な課題として、小さい頃の読み聞かせの一層の充実、読書習慣定着の促進、高校生の不読率の改善、身近に本のある環境の整備推進などが挙げられます。

「小さい頃の読み聞かせ」は、読書が好きな子供を育む有効な方法の一つです。読書が好きになった子供が本を読む機会を継続的に与えられることで読書習慣が形成されます。読書習慣の形成過程で、発達段階に応じて、新しい知識を得ること、人生を体験すること、多様な考えに触れること等、読書の様々な魅力に気付かせることにより読書習慣は定着していくでしょう。

読書習慣が定着し、自主的に読書が行われるようになったところで、多忙な生活の中で読書習慣が途絶えてしまわないよう、容易に良書が手に取れる環境や読書のための時間を確保することが大切です。常に本を読むことが意識されるよう家庭で日常的に読書が行われることも望まれます。

また、読書に対する意欲を持続させるためにも魅力的な良書の紹介が欠かせません。特に中・高生に対しては同世代からの紹介が効果的です。そうして読書を行うようになった子供が、次代へ読書を引き継いでいくサイクルができれば、読書がより一般的になり「不読率」は下がっていくものと考えられます。

子供が成長し、人格や能力を形成していく上で、読書の果たす役割は計り知れません。しかし、価値観が多様化している現代において本を読むという文化を未来へつないでいくためには、社会全体で読書の大切さを伝え、その担い手を育成していく必要があります。

そこで、本計画では、

未来へつなぐ、いつも本のある暮らし

を基本理念とします。

この基本理念を実現するために、二つの基本目標と六つの方策を立て、第三次推進計画期間中に整えられてきた読書環境の活用と、読書に親しむ習慣作りに重点を置いて取組を推進していきます。

2 基本目標と方策

基本理念を実現するために、二つの基本目標と六つの方策を定めます。

<基本目標1> 家庭、地域、学校等における取組の充実

子供の自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等が、子供の発達段階に応じてそれぞれの役割を果たし、子供が読書に親しむ習慣の定着、継続を図ることが必要です。

家庭、地域、学校等が果たすべき役割を明確にして、子供の自主的な読書活動に向けた取組を推進します。

方策1 家庭における発達段階に応じた取組の推進

方策2 地域における発達段階に応じた取組の推進

方策3 学校等（幼稚園・保育所を含む）における発達段階に応じた取組の推進

各方策における発達段階別アプローチ

◇ 乳幼児期（おおむね6歳頃まで）

絵本を見たり、物語を読んでもらったりすることにより、絵本や物語の世界を楽しみ、本への興味を持たせます。

◇ 小学生期（おおむね6歳から12歳まで）

本に親しむ機会を提供することにより、本を読む力を身に付けるとともに、読書の幅を広げ、読書をしようという意欲を引き出します。

◇ 中学生期（おおむね12歳から15歳まで）

読書習慣の形成を促すとともに、（自身の将来を視野に入れた）自主的、意欲的な読書活動や主体的な学習活動を支援します。

◇ 高校生期（おおむね15歳から18歳まで）

読書以外の活動への関心が高まる中、読書への関心を継続させるとともに、読書習慣の確立と読書時間の確保に向けた取組を推進します。

※ 障害のある子供や日本語を母語としない子供についても一人一人のニーズに応じた読書活動ができるよう努めます。

<基本目標2> 子供読書活動推進支援の一層の充実

子供の自主的な読書活動を推進するためには、子供の読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く関心を高め、理解を深める必要があります。

また、家庭、地域、学校、図書館、民間団体等の子供の読書活動に携わる機関・団体が緊密に連携し、相互に協力した取組を推進し、本に親しむことができるような環境作りを進める必要があります。

保護者、教員、図書館職員を始め、子供を取り巻く全ての大人の関心を高め、理解を深めるよう、普及啓発事業を積極的に進めると同時に、社会全体で読書に親しむ機会の提供に努めるため、関係機関・団体の連携・協力体制の整備を進めます。

方策4 普及啓発活動の推進

方策5 家庭、地域、学校等相互及び図書館間等の連携・協力の推進

方策6 子供読書活動推進体制の整備

第3章 第四次推進計画における基本目標と具体的方策

＜基本目標1＞ 家庭、地域、学校等における取組の充実

方策1 家庭における発達段階に応じた取組の推進

期待される役割

家庭は、子供に読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読みながら会話をしたりするなど、子供と共に読書を楽しみ、子供を本に親しませる場として適しています。

子供は「読みたい」という気持ちから読書を始めます。読書を強制するのではなく、子供が自然に本に興味・関心を持ち、読書の喜びを実感できるよう、特に乳幼児期には、家庭が積極的な役割を果たしていくことが大切です。

また、本に興味・関心を持った後は、家庭において読書を日常的なものとし、読書を通じて子供が感じたことや考えたことを話し合うことなどにより、読書に対する意欲を引き出すよう働きかけることが、読書を習慣付ける有効な手立てとなります。

このように、保護者を始めとして、子供を取り巻く大人が読書の意義をよく理解し、読書を楽しむ姿を示すとともに、子供が本に親しめるような環境作りに努めることが期待されます。

施策の方向

読書活動の推進のために家庭が果たす役割を明確にし、読み聞かせ活動や読書の大切さ・意義について保護者等の理解を促進するため、家庭教育に関する各種行事を開催します。また、子供の本に対する自然な関心を育てるために、ブックスタート事業をきっかけとした読み聞かせの推進、家庭における日常的な読書を実現するために「家読（うちどく）※15」等の事業の推進を市町村に促します。

取組

① ブックスタート事業等の推進（乳幼児期）

市町村における乳幼児検診の機会を通じ、ブックスタート事業の実施や絵本の紹介リーフレットの配布など、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業の推進を図ります。

また、この機会を利用して、保護者に対して公立図書館の利用案内や貸出券の配布、親子で楽しめるおはなし会※16の案内をすることなどを市町村に促します。

② **読み聞かせの啓発・推進（乳幼児期～小学生期）**

より多くの家庭で読み聞かせが行われるよう、ブックスタート事業や読書ボランティア活動の支援を通じて更に啓発を進めていきます。

③ **家読（うちどく）事業の推進（小学生期～高校生期）**

各市町村立図書館や学校を通じて家読事業^{うちどく}を推進するよう市町村等に促します。

④ **家庭教育に関する各種事業を活用した啓発（乳幼児期～中学生期）**

「親の育ち」家庭教育研修会や地区家庭教育推進協議会※17において、子供の読書活動の重要性について啓発していきます。



ブックスタートの様子



読み聞かせの風景

方策2 地域における発達段階に応じた取組の推進

(1) 公立図書館

図書館は、豊富な蔵書の中から子供が自由に読みたい本を選び、読書の楽しさを知ることのできる場所です。また、保護者にとっては、子供の本を選んだり、育児についての情報入手や子供の読書に関する相談をしたりすることができる場所です。おはなし会などを通して、家族でゆったりとした時間を共有できる大切な場でもあります。

ア 県図書館

期待される役割

県図書館は県の拠点図書館として、需要を広域的、総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供するだけでなく、市町村立図書館等の求めに応じて、所蔵する資料を提供したり、職員研修やボランティア研修に講師を派遣したりすることが求められます。

今後更に、市町村立図書館と連携して県内全域の子供向けサービスを進めることが期待されます。

また、直接のサービスとして、児童図書室^{※18}では、乳幼児期から小学生までを対象とした児童図書等の充実した資料の収集を行い、貸出し、読書案内、レファレンス^{※19}などの要望に応じています。また、科学遊びや読書クイズなど様々な行事を企画して、子供が読書の楽しみに触れる機会を提供しています。ティーンズコーナー^{※20}では、中学生から高校生を中心とする世代の読書活動の推進に努めています。視覚障害者資料室及び児童図書室内の読書のバリアフリーコーナーでは、視覚に障害のある子供や活字による読書が難しい子供に対して、マルチメディアDAISY^{※21}等の録音図書やLLブック^{※22}等の貸出しなどのサービスを行っています。加えて、多文化共生の観点に立って、外国語の児童図書や日本語・日本文化を学ぶ資料の提供も行っています。これらのサービスをモデルとして市町村立図書館でも実施されるよう広めていくことも期待されています。

施策の方向

他館のモデルとして子供が読書に親しむ様々な機会を提供するとともに、市町村立図書館が実施する子供へのサービスを総合的かつ効果的に支援し、拠点図書館としての役割を果たしていきます。

取組

① 発達段階に応じたブックリストの配布や展示等の実施及び発信

(乳幼児期～高校生期)

発達段階に応じた子供向けの新刊案内・推薦図書等のブックリスト※²³の配布や、展示等の実施及びそれらの情報をウェブページで発信することにより、資料の情報を広く提供し、利用者の読書に対する関心を高めます。

② レファレンスサービスの充実（乳幼児期～高校生期）

子供や保護者、読書ボランティアからの読書相談や調べ学習における調査などに、所蔵する資料を貸し出すほか、県内図書館に関する情報についても積極的に提供します。

③ 子供が読書の楽しみに触れる機会の提供（乳幼児期～中学生期）

◆ おはなし会等の実施

赤ちゃん向け、幼児向け、小学生向けの定例のおはなし会のほか、夏休みや冬休みには工作や実験を行うおたのしみ会等を開催し、子供に図書館をより身近に感じてもらえるように努めます。

◆ 子供向け参加型イベントの実施

ふだん見ることができない書庫や仕事場など、図書館のバックステージを案内する「図書館探検ツアー」や、図書館の仕事を体験する「としょかんのおしごとをやってみよう！」のほか、生きもの教室や工作教室を行っています。多様なイベントを実施することにより、図書館を子供のより身近な存在として意識付けるよう努めます。

④ ヤングアダルト層へのサービスの充実（中学生期～高校生期）

ヤングアダルト層※²⁴を対象として設置したティーンズコーナーで、青少年へのより充実したサービスを目指します。新着図書案内等の発行や展示の実施及びそれらについてインターネット等を活用した情報提供を行うことで利用促進を図ります。さらに、ヤングアダルトサービス連絡会※²⁵の活動により県内図書館のネットワークを築き、一層の情報収集、提供を行います。また、充実したサービスを継続するために、青少年サービスに必要な知識を有する職員の養成を目指します。

⑤ 障害のある子供を対象にしたサービスの充実（乳幼児期～高校生期）

◆ 視覚障害のある子供及びその他視覚による表現の認識に障害のある子供へのサービス

視覚障害者資料室で行っている対面朗読、録音図書の作成や点訳図書・音訳図書の貸出サービスのほか、児童図書室内に設けた読書のバリアフリーコーナーでのLLブックやマルチメディアDAISYの閲覧、貸出サービスを更に充実させます。

◆ 来館できない子供へのサービス

直接の来館が困難な子供には、郵送による貸出しを行います。

◆ 資料の整備と利用促進

サービスの充実を図るため、子供向けの読書のバリアフリー化に努めます。未所蔵資料については、他の公立図書館・点字図書館^{※26}に所蔵されている資料を借り受けて貸し出します。また、積極的にサービスの情報発信を行い、利用促進を図ります。

⑥ 幅広い外国語の児童図書の収集と提供（乳幼児期～高校生期）

児童図書室、ティーンズコーナー、多文化サービスコーナーにおいて、英語を始め、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語等の外国語による絵本と児童書を所蔵しています。また、外国語による日本語学習資料もそろえており、これらの資料は市町村立図書館への貸出しも行っています。今後も様々な資料の充実に努めます。

⑦ 多目的な場としての図書館の整備

読書に親しむきっかけ作りをするために、読書以外の様々な需要に対応できる場として、また、居心地の良いサードプレイス^{※27}として利用できるように図書館を整備します。

⑧ 公立図書館間及び国立国会図書館等との連携・協力

◆ 公立図書館間の連携・協力

子供の読書活動を進める上で必要な資料を、積極的に市町村立図書館等に貸し出します。また、市町村立図書館相互の資料貸借を支援するための環境整備を推進します。

○ 物流ネットワークの充実

情報ネットワークの整備に合わせ、資料を市町村立図書館に搬送するために整備している物流ネットワークによって、資料をより早く届けられるよう努めます。

○ 人的ネットワークの整備

公立図書館の職員相互の情報交換の場をヤングアダルトサービス連絡会や児童サービス研修^{※28}等の機会に設けて、人的ネットワークを整備します。

◆ 国立国会図書館国際子ども図書館等との連携・協力

県図書館で十分なサービスを提供できない場合は、国立国会図書館国際子ども図書館^{※29}や児童関係の研究機関などに支援・協力を求め、より充実した児童サービスに関わる情報の収集・提供などを進めています。

⑨ 市町村立図書館の専門職員の資質向上

県域を活動範囲とする愛知図書館協会^{※30} や愛知県公立図書館長協議会^{※31}と連携し、市町村立図書館で子供へのサービスに携わる職員等を対象にした研修の充実に努め、資質向上を支援します。



ヤングアダルト層向け図書館情報誌



読書のバリアフリーコーナー



多文化コーナー



図書館での工作イベント

イ 市町村立図書館

期待される役割

市町村立図書館は、県民にとって身近な社会教育施設として、地域の子供の読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

そのため、図書館は多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、乳幼児向け図書、児童・青少年向け図書の整備・充実に努めるとともに、公立図書館間の連携・協力を進め、多様な情報や資料を入手できる環境の整備が期待されます。

さらに、保護者を対象とした講座の開催、読み聞かせ会など親子が触れ合う機会を増やすための取組を行い、これらの情報をパンフレットやウェブページ等で積極的に提供することが重要です。

特に、読書に対する興味・関心を持たせるよう、乳幼児期の子供に対するブックスタート事業や、幼児、児童に対する読み聞かせ会を保健所、ボランティア活動団体等と連携して積極的に行っていくことが望まれます。

また、司書の専門性を高め、子供の読書活動に関する相談体制を充実し、子供や保護者に図書に関する案内や助言を行うとともに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に対して読み聞かせや本の案内、家読の支援、^{うちどく}図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、様々な取組を進めていくことが必要です。

さらに、図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たすことから、多様なボランティア活動が行われるための機会や場所の提供、それらの活動が円滑に行われるための支援や研修の充実が求められます。

これに加え、社会的評価の高い漫画本を集めたコーナーの設置や電子書籍の導入、子供から需要の高い学習場所の整備、施設を他の公共施設・集客施設との複合施設とするなど、図書館に足を運びたくなるような魅力ある機能を付加していくことも望まれます。

そのほか、情報化の推進、児童図書室の設置、障害のある子供のための読書のバリアフリー化に努めるなど、子供の読書活動推進のための機能を強化し、その役割を果たしていくことが期待されます。

施策の方向

子供が地域の格差なく身近に読書活動に親しむため、市町村立図書館には、地域の読書活動推進の拠点としての役割が求められています。引き続き、子供読書活動推進に関する情報提供や人材育成を積極的に行うなど、市町村立図書館がその役割を果たせるよう支援していきます。また、乳幼児期のブックスタート、幼児・児童に対する読み聞かせ、児童生徒の家庭での家読うちどくの支援など、発達段階に応じた取組の主体となることも多いため、地域の実情に合わせて他部署、団体と連携した取組を促していきます。

取組

① ブックスタート事業の実施、支援（乳幼児期）

地域の実情に合わせ、保健所、ボランティア活動団体等と連携し、乳幼児期の子供及びその家庭に対して、ブックスタート事業を実施又は支援するよう促します。

また、ブックスタート事業の効果が継続されるよう、幼児期の健診の際にも、司書や読書ボランティア等が絵本の選び方や読み聞かせの方法などについて保護者の相談に応じるよう促します。

② 読み聞かせ会の実施、支援（乳幼児期～小学生期）

地域の実情に合わせ、学校、ボランティア活動団体等と連携し、幼児、児童を対象にした本の読み聞かせ会を実施又は支援するよう促します。

③ 発達段階に応じたブックリストの配布や展示等の実施（小学生期～高校生期）

ボランティア活動団体とも連携し、発達段階に応じた子供向けの新刊案内・推薦図書等のブックリストの配布や、ブックトーク、展示等の実施により、資料の情報を広く提供し、利用者の読書に対する関心を高めるよう促します。

④ 家読活動うちどくの支援（小学生期～高校生期）

地域の実情に合わせ、学校、ボランティア活動団体等と連携し、家読活動うちどくを支援するよう促します。

⑤ ボランティアの受入れ促進

子供に対する様々な図書館サービスを展開するために必要な知識・技能を有するボランティアの受入れを促します。

⑥ ネットワーク化による支援

県図書館からの協力貸出及び図書館相互の資料貸借による図書館のネットワーク化を進め、個々の図書館が地域や学校のニーズに応えられるよう支援します。

⑦ 図書館設置の働きかけ

本県において図書館を設置していない6町村（5町1村）では、公民館図書室等が地域の中心的な読書施設となっています。読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割は重要であることから、図書館の設置を促していきます。

県図書館では、図書館の設置を検討する市町村に対し、図書館運営に関する情報の提供や助言などの支援を行います。

⑧ 生涯学習情報システム「学びネットあいち」への情報登録の促進

図書館が行う講座、読書ボランティアが行う読み聞かせ会の開催などの情報を生涯学習情報システム「学びネットあいち※³²」へ登録するよう働きかけます。

⑨ 市町村立図書館における読書活動の紹介

県教育委員会のウェブページ（「愛知県子供の読書活動」専用ページ）により、市町村立図書館等で行われる様々な子供読書活動を紹介していきます。

【市町村立図書館における取組例】

◆ 子供を対象にした事業の実施及び子供向けサービスの一層の充実

- 子供を対象とした事業の実施
 - ・ 子供の読書への関心を高める「おはなし会」やブックトークの実施
 - ・ 絵本や児童図書の展示会の開催
 - ・ 「子ども司書」の育成
 - ・ 子供による子供読書活動推進協議会の設置
- レファレンスサービスの充実に向けた取組
 - ・ 子供の知識習得に役立つ調べ学習への支援
 - ・ 子供や保護者からの読書相談等への対応
 - ・ 保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方についての助言指導
 - ・ 子供や保護者へ年齢別テーマ別等のブックリストの提供
- 子供向け資料の整備、司書の配置充実など環境の整備
 - ・ 子供も参加するウィキペディアタウン※³³開催による、子供が使える地域資料の制作・収集・活用機会の創出
 - ・ 地域の実情に応じた移動図書館車の運行
 - ・ 子供の発達段階に応じた図書の選択についての知識を有する司書の配置

◆ **ヤングアダルト層向けサービスの一層の充実**

- ヤングアダルト層から意見を聞く機会の設定
- 市町村ビブリオバトル大会等、ヤングアダルト層向けイベントの実施
- ヤングアダルト層向け図書館情報誌やウェブページによる情報発信
- 中学校及び高等学校の学校図書館との連携

◆ **障害のある子供を対象にしたサービスの充実**

- 誰でも楽しむことのできる点字付き絵本、マルチメディアDAISY等の整備
- スロープ、手すり、エレベーター、多目的トイレ、点字案内板等の整備など、誰もが利用しやすい施設への改修及び施設周辺の整備

◆ **外国語の児童図書等の収集・整理と情報提供**

- 県内に在住する多くの外国人のための多様な言語の児童図書及び日本語習得のための資料の収集・整理
- 日本語以外の資料を必要とする子供の読書環境の整備と、外国語の児童図書に関する情報の提供

◆ **ボランティアの学習機会の提供**

- ボランティア養成研修、スキルアップ研修の実施

◆ **図書館の情報化・ネットワーク化の促進**

- 蔵書情報のデータベース化及びウェブページでの公開
- 子供向けウェブページの作成や子供用パソコンの設置

◆ **注目すべき取組**

- 映画館や音楽ホールなどを合わせた複合施設としての図書館の設置
- 漫画資料のみを専門に扱う図書館（広島市まんが図書館など）
- 電子書籍の貸出サービス

(2) 公民館・児童館

期待される役割

図書館が設置されていない町村では、公民館など社会教育施設にある図書室などが地域の中心的な読書施設となっています。公民館図書室等では子供が利用しやすい環境作りや蔵書の整備に取り組むとともに、公民館等での子供の読書活動に関わる行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が望まれます。

児童館※³⁴の図書室では、保護者や地域のボランティアグループによる読み聞かせや「おはなし会」等の様々な活動が行われています。子供が読書に親しむ契機となっているこれらの活動が、一層推進されることが期待されます。

施策の方向

公民館や児童館が実施する様々な子供の読書活動に関する取組や事業を積極的に奨励していきます。

取組

① 公民館図書室の読書環境の整備

公民館図書室は地域に密着した読書のみならず、図書館未設置町村では町村立図書館に類する地域の読書拠点です。公民館図書室のより一層の整備を促していきます。

② 児童館における読書環境の整備

児童館は、児童に健全な遊びの場を提供し、情操を豊かにする児童健全育成活動の拠点であるため、児童図書室の一層の充実を促していきます。

③ 公民館や児童館における読書活動の奨励（乳幼児期～高校生期）

公民館や児童館において、子供が読書に親しむ様々な活動の展開を奨励します。

【公民館や児童館における取組例】

- 読書活動の普及・啓発のための公民館及び児童館広報誌の活用
- 家読活動に関することをテーマにした講座等の開催
- 読書ボランティアや保護者による読み聞かせ等の実施
- 絵本などの展示会の開催
- 児童館における読書時間の導入
- 読み聞かせの実技だけでなく、地域でボランティアをするための留意点、おはなし会の運営方法や子供の読書推進の現状などを幅広く学ぶ「読み聞かせ講座」の実施と、受講生のボランティア活動参加への支援

(3) NPO・ボランティアグループなどの民間団体

期待される役割

NPO・ボランティアグループなどの民間団体は、それぞれの設立趣旨に沿って、独自にあるいは学校や社会教育施設等と連携し、子供の読書活動の推進に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなどの多彩な読書活動を展開しています。

子供の読書活動の推進のためには、民間団体の積極的な活動や団体間及び関係施設とのネットワーク作りが期待されます。

施策の方向

子供が読書に親しむ機会を身近なところで提供する民間団体の活動や、団体間及び関係施設とのネットワーク作りを支援します。

取組

① 読書ボランティアの活動支援

◆ 読書ボランティアへの研修の機会の提供

「愛知県子供読書活動推進大会」を開催し、読書ボランティアに研修の機会を提供し、育成を図ります。

◆ 「愛知県生涯学習推進センター」による活動支援

「愛知県生涯学習推進センター※35」は、読書ボランティアの活動に関する相談や、読書ボランティアリーダー育成講座の実施、生涯学習支援ボランティア登録名簿に登載された読書ボランティアについて市町村に情報提供を行うなど、その活動を支援します。

◆ 生涯学習情報システム「学びネットあいち」による情報提供

生涯学習情報システム「学びネットあいち」により、読み聞かせなどの行事や読書ボランティア団体等の情報、保護者や読書ボランティアを対象にした講座や交流会の案内など、子供の読書活動を支援するための情報を提供します。

◆ 「あいちNPO交流プラザ」における活動支援

「あいちNPO交流プラザ※36」では、NPO活動に関する情報提供、会議室の貸出し等を行い、NPO活動を支援します。

◆ 「子どもゆめ基金」の活用奨励

国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金^{※37}」の周知に努め、子供の読書活動に関わる団体に対してもその活用を奨励します。

② 読書ボランティアのネットワーク作りの支援

読書ボランティアのネットワーク作りのため、「交流会」を開催します。

③ 外国人の子供の言語習得のための「絵本の読み聞かせ」の推進（乳幼児期）

乳幼児期の外国人の子供の言語習得を促進するため、地域のNPO等への委託により実施する「多文化子育てサロン」において、子供の言語習得のために絵本の活用が有益であることを啓発し、多言語による絵本の読み聞かせを推進します。

【NPO・ボランティアグループなどの民間団体の取組例】

- 自作の腹話術人形を使用した腹話術と読み聞かせの実演
- 絵本や紙芝居による読み聞かせの実施
- 定例おはなし会におけるストーリーテリング（注釈^{※16} 参照）の実施
- オリジナル大型紙芝居にBGMを付けた上演会の実施
- ネイティブスピーカーによる外国語での絵本の読み聞かせの実施



読書ボランティアリーダー育成講座



学びネットあいちトップページ

方策3 学校等(幼稚園・保育所を含む)における発達段階に応じた 取組の推進

(1) 教育活動全体を通じた読書活動の推進

平成30年度から順次実施されている新学習指導要領において、言語能力は学習の基盤となるものとされており、その育成に向けた取組が求められています。

とりわけ、読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れることにより、新たな考え方に出会うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つであるとも述べられています。

さらに、PISA^{※38}等の国際的な学力調査においても、幼児期の読み聞かせやよりよい読書習慣が学力に好影響を与えることが指摘されています。

このように読書は学習と密接に関わっており、心の教育につながるという面も含めて、学校等が積極的に取り組む必要があります。

期待される役割

学校等の教育機関は、子供の読書活動を推進し、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

また、平成29年、30年の学習指導要領の改訂では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

さらに、論理的な思考、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語に関する能力を高め、子供の思考力・判断力・表現力を育成するためにも、読書に親しむ習慣を身に付けさせることが求められています。

幼稚園や保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校の実情に応じて、子供が本に親しむ態度を育成し読書習慣を形成するとともに、学校図書館等を計画的に利用し、各学校等の状況に応じて様々な工夫をするなどして、子供の自主的、意欲的な読書活動や学習活動を充実させることが期待されます。

施策の方向

学校等においては、教育活動全体を通じ、子供の発達段階に応じて、子供が本に親しみ、読書習慣を形成できるよう、読書活動の推進に積極的に取り組みます。
また、読書活動を授業等にも取り入れ、言語活動の充実を図ります。

取組

① 幼稚園や保育所等における読み聞かせ体験の充実（乳幼児期）

◆ 読み聞かせなど読書に対する興味・関心を喚起する活動の推進

- 教諭・保育士や保護者、ボランティアが、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、絵本や紙芝居を見る楽しさやお話を聞く楽しさを幼児が味わえるようにしていきます。
- 乳幼児が自分で本を手にとって見ることが出来る環境を作ることにより、本を見ること・読むことへの興味や関心を高めていきます。
- 幼稚園や保育所等での読み聞かせの様子や、乳幼児の発達や興味に合った本を保護者に知らせることにより、家庭と連携して本の世界の楽しさを味わえるようにしていきます。

② 小学校における読み聞かせ体験の充実（小学生期）

◆ 読み聞かせなどで読書の楽しさを確認する活動の推進

教諭、ボランティア、保護者等が、連携して定期的に読み聞かせを行うことで、本の楽しさを認識し、自主的な読書に意欲を持てるようにしていきます。

③ 一斉読書等を利用した児童生徒の読書習慣の確立と読書時間の確保

（小学生期～高校生期）

◆ 一斉読書など読書習慣を形成し、読書時間を確保する活動の推進

- 小・中学校では、一斉に読書に親しむ「朝の読書タイム※³⁹」を設けるなど、子供が本に親しみ、読書習慣を形成していくための読書活動を引き続き推進します。
- 高等学校においては、それぞれの学校の実情に応じ、クラス単位、学年単位又は全校一斉で、週に一度、月に一度、年に一度等、読書タイムを工夫して設定するなどして、生徒が読書に親しむ時間の確保に努めます。
- 特別支援学校においては、全校一斉読書以外の読書活動の取組として、それぞれの学校の特色を生かし、季節や学校行事等に関連した内容の本を積極的に活用した授業を展開したり、読書週間中の様々な読書関連行事を実施したりするなど、魅力ある読書活動を展開します。

◆ 青少年読書感想文愛知県コンクールなどの取組の活用

子供が読書の魅力を伝え合い、次なる読書への楽しみを見つけていくステップとするため、各学校の実情に応じ、青少年読書感想文愛知県コンクールや青少年読書感想文愛知県コンクール（愛知県学校図書館研究会※40・毎日新聞社主催）などの取組に積極的に応募し、作品を以後の読書の意識づけに活用するよう促します。

◆ 優良推薦本などの活用

- 公立図書館や学校図書館研究会等が推薦する優良図書の情報を提供し、各学校の実情に応じて読書活動に活用するよう啓発していきます。
- 高校生ビブリオバトル愛知県大会（39ページ参照）の情報を効果的に活用し、高校生の読書への興味・関心を高めます。

④ 障害のある子供の読書活動の推進（乳幼児期～高校生期）

公立図書館や点字図書館、ボランティア活動団体等と連携を行い、障害のある子供一人一人のニーズに応じた読書活動の推進を図ります。

【障害のある子供の諸活動取組例】

- 移動図書館による読書活動
- 拡大紙芝居や大型絵本を用いた読み聞かせ
- 漢字のルビ振り活動
- 本の読み上げ支援
- タブレット型端末による電子書籍等の活用
- マルチメディアDAISYの活用
- 布製の絵本等の活用

⑤ 学校関係者の意識高揚

- 児童生徒の読書ニーズの把握に努め、学校図書館の活用方策や、読書活動推進の先進的な取組に関する情報交換・研究協議などを行うことにより、教職員の指導力の向上や学校図書館を活用した指導の充実に努めるとともに、司書教諭※41や学校司書※42を始めとする学校関係者の意識の高揚に努めます。

⑥ 授業などでの読書の活用（小学生期～高校生期）

- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間等において学校図書館を計画的に活用し、調査・研究や探究活動を行うなど、子供の自主的、自発的な学習や言語活動の充実に向けた活動を推進します。
- 特に中学校、高等学校において主体的な学びの実現のために学校図書館を積極的に活用するよう促します。
- 特別支援学校では、読書活動を授業等に取り入れる上で、一人一人の実態に合

わせて本の形態や支援の仕方に配慮をしながら言語活動の充実を図ります。

例えば、視覚障害のある子供には、拡大本、点字本の使用や読み上げ支援など、知的障害のある子供には、教員や読書ボランティアによる読み聞かせなどにより、思考力・判断力・表現力等を育みます。

また、タブレット型端末による電子書籍等は、知的障害や肢体不自由のある子供にとっても、操作が簡単で興味を持ちやすいため、自発的な読書活動の推進ツールとしてその活用に努めます。

- 授業の中で読書の機会を設ける、教員が生徒に対して、又は生徒同士で推薦本の紹介等を行うなど、読書に対する興味・関心を持たせる取組を推進します。
- 中学校・高等学校における生徒のボランティア活動において、生徒が幼稚園や保育所で幼児を対象に読み聞かせを行うなどの自主的な取組を推奨します。

⑦ 読書に関する調査の実施とその活用

不読率を始め子供の読書状況を把握するために適宜調査を実施し、取組成果の評価資料として、読書活動の推進に活用します。

また、読書が好きであることは、読書活動推進の基礎であるので、読書好きな子供の割合については、今後も状況を調査し、読書活動の推進に役立てていきます。

(2) 魅力ある学校図書館作りの推進

期待される役割

学校図書館は、子供の自由な読書活動や読書指導、学習情報収集の場として、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。そこでは、想像力を培い、知的興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む「読書センター」としての機能と、子供の自発的、主体的な学習活動を支援し、各教科、特別活動、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間などにおける多様な教育活動に寄与する「学習・情報センター」としての機能が求められます。また、子供が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、さらに、子供のストレスの高まりなどに対応するため、「心の居場所」としての機能も求められます。これらの機能を十分に発揮するためにも、各学校において開館時間を工夫したり、目的に応じた空間作りを進めるために必要な体制を整えたりすることも大切です。

学校図書館がこのような役割を果たすためには、中心的な役割を担う司書教諭がその職責を十分果たせるよう、職務分担の軽減など、校務分掌上の工夫等を図る必要があります。

施策の方向

「読書センター」、「学習・情報センター」及び「心の居場所」としての機能を充実させ、魅力ある学校図書館作りを進めます。

取組

① 「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能の充実

◆ 計画的な図書整備・充実

- 愛知県学校図書館研究会では、例年「学校図書館実務の手引き」を作成し、その中で図書の新規購入における選書の日安や廃棄規準などについて説明しています。これを活用し、「学校図書館図書標準※43」を満たすだけでなく、計画的な図書更新(新規購入と廃棄)を行うよう促していきます。

◆ 学校図書館の出前コーナーの設置

- 読書のきっかけ作りを進めるために、各学級に出前コーナーを設置し、図書の分散開架を促すなど、読書にそれほど興味がなく、余り図書館に足を運ばない子供が図書館にある本を目にしたり手にしたりできるようにしていきます。

◆ 蔵書管理などにおけるICTの活用

- 蔵書のデータベース化を推進することで、迅速な貸出業務や貸出しの傾向を把握することが可能となります。子供の読書傾向に沿った図書購入ができるようにするためにも、学校図書館の蔵書のデータベース管理をより一層推進します。
- 子供の多様な興味・関心に応えるため、他校の図書館や公立図書館等とのネットワークを構築し、地域全体で蔵書の共同利用が可能となるよう努めます。
- さらに、子供の調べ学習などに十分に対応できるようにするため、学校図書館のコンピュータをインターネットに接続するよう促します。
- 学校図書館が子供の情報活用能力を育成する場になるよう、必要な情報の収集・提供を行います。

◆ 職員配置への配慮及び研修の充実

- 司書教諭の役割について校内での共通理解を図り、教職員の協力体制の確立、校務分掌上の配慮等の工夫、学校司書との一層の連携・協力が可能となるよう促し、その役割を十分に果たすことのできる体制の整備に努めます。
- また、今後も引き続き、司書教諭の資格取得を促し、各学校に司書教諭の配置ができるよう努めます。
- 平成26年6月学校図書館法の一部が改正され、学校には学校司書を置くよう努めなければならないと規定されました。各学校の実情に応じながら、学校司書の活用を促進していきます。
- 司書教諭や学校司書などの学校図書館関係者が、子供の読書相談などに、専門的な対応ができるよう、愛知県学校図書館研究会と連携して研修の充実を図り、資質向上を支援します。
- また、上記研修とは別に、「県立高等学校司書教諭研修会」や、県立学校の学校司書などを対象とした「学校図書館関係職員研修会」を開催します。

② 「心の居場所」としての機能の充実

- 昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の人間関係から離れ、子供が自分だけの時間を過ごしたり、他学年の子供や学校職員といった年齢の異なる人々との関わりを持ったりできる場となります。そのような場を作ることで、学校図書館が子供の校内における「心の居場所」となるようにします。
- 「自由に読書ができる図書館、いつでも開いている図書館、必ず誰かいて相談できるような図書館」の実現を目指します。
- また、自由な読書のため、従来の学校図書館の施設以外に、静かに読みふけるためのゆったりとした閲覧スペースや談話室を設けたりすることを促していきます。

【魅力ある学校図書館作りの取組例】

- 図書館ボランティア等に、貸出しや返却、資料の整備等、学校図書館の仕事の一部を手伝ってもらうなど、地域の力を活用した図書館運営
- PTAボランティアによる定期的な読み聞かせや、本の修理、書架の整理の実施など学校と保護者が連携した環境作り
- 図書委員が、読書週間にポスター作りやクイズの作成・出題などを行ったり、夏休みには、新しい本の受入活動を行ったりするなど、子供による自主的な図書館運営の実践
- 「図書委員おすすめの本」として、図書館入り口に毎日1冊ずつ実物と紹介文を展示
- 児童生徒による読書会※44、ビブリオバトル※45等の実施
- 児童生徒の投票による選書やブックハンティング（選書ツアー）の実施
- 児童生徒が選ぶ文芸賞の実施
- はがきに絵を描き、友達や家族など身近な人に図書館の本を紹介する作品を募集する「本の紹介絵手紙コンクール」の実施
- 季節に合わせた掲示や展示の工夫による清潔で明るい環境作り
- テーマを決めた本の紹介コーナーや新着図書コーナーの設置
- 題名や著者名、表紙の絵がよく見えるような置き方の工夫
- ゆったり読書を楽しむことができるような畳コーナーの設置
- 必要な時期に必要な図書が図書館や各教室に準備できるよう、図書館担当者と各担任が連絡を取り合うための「連絡ボックス」の設置
- 大型絵本、パペット（片手遣い人形、指人形など）付きの絵本、ビデオソフト等、障害のある子供が親しみやすい本などの整備
- 肢体不自由特別支援学校では、車椅子でも利用しやすい高さの本棚や机、レイアウトを工夫するなど、室内環境への配慮
- 様々な母語を持った子供に対応する外国語資料の整備

発達段階に応じた取組一覧表

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		乳幼児期						小学生期						中学生期			高校生期			
家庭		ブックスタート事業等						読み聞かせの啓発・推進												
								家読（うちどく）事業の推進												
地域	図書館	家庭教育に関する各種事業を活用した啓発																		
		発達段階に応じたブックリストの配布や展示等の実施及び発信																		
		レファレンスサービスの充実																		
		おはなし会、参加型イベントなど、子供が読書の楽しみに触れる機会の提供																		
														ヤングアダルト層へのサービスの充実						
	児童館 公民館 ボランティア	障害のある子供を対象にしたサービスの充実																		
		幅広い外国語の児童図書の収集と提供																		
		ブックスタート事業の実施、支援						読み聞かせ会の実施、支援												
								家読（うちどく）活動の支援												
		公民館や児童館における読書活動の奨励																		
学校等	保育園等	読み聞かせ体験の充実																		
	小学校							読み聞かせ体験の充実												
								一斉読書等を利用した読書習慣の確立												
								授業などでの読書の活用												
	中学校													一斉読書等を利用した読書習慣の確立と読書時間の確保						
													授業などでの読書の活用							
高等学校													一斉読書等を利用した読書時間の確保							
													授業などでの読書の活用							
子供に 対して	障害のある子供の読書活動の推進																			
													一斉読書以外の読書活動推進の取組							

<基本目標 2> 子供読書活動推進支援の一層の充実

方策 4 普及啓発活動の推進

期待される活動

子供の読書活動を推進していく上で、その意義や取組内容は十分に認知されているとは言えません。広く普及啓発を行う必要があります。

「子ども読書の日」は、国民に広く子供の読書活動についての関心を高め理解を深めてもらうとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるための日として、推進法により設けられました。

また、文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、「文字・活字文化振興法」により「文字・活字文化の日」が設けられました。それぞれの日を起点とする「こどもの読書週間」や「読書週間」において、県内各地で趣旨にふさわしい事業が実施されることにより、子供の読書活動に関する関心が高まり理解が深まることが期待されます。

また、子供の読書活動に関して、県、市町村、学校、図書館、民間団体等が実施している取組を周知し、多くの県民が活用できるようにすることが期待されます。

国が表彰や推薦を行った特色ある優れた取組を行っている団体や優良な図書に関する情報を、ウェブページ等で家庭や関係機関に周知することも期待されます。

施策の方向

国の広報事業と連携して、「子ども読書の日」及び「文字・活字文化の日」の県民への周知・普及に努め、「こどもの読書週間」及び「読書週間」に子供の読書活動への関心を高める取組を展開します。また、「青少年によい本をすすめる県民運動」のより一層の推進を図ります。

県、市町村、学校、図書館、民間団体等が実施する取組など子供の読書活動に関する情報の収集及び提供に努めます。

国の表彰事業を積極的に活用し、特色ある優れた取組の奨励を図るとともに、活動内容の成果について県内への周知を図ります。また社会保障審議会、公立図書館等で推薦された優良図書や、高校生が友人に薦める本の周知・普及に努めます。

取組

① 子供の読書活動に関する普及・啓発

- 県図書館を始め、全ての公立図書館等において、「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」、「文字・活字文化の日」及び「読書週間」の趣旨にふさわしい事業の実施に努めます。

また、こうした行事が子供の読書習慣の確立につながるよう、実施方法の工夫に努めていきます。

- 「愛知県子供読書活動推進大会」などにおいて、県民に読書や読み聞かせ活動の意義について考える機会を提供し、子供の読書活動の重要性について関心を高め、理解を深めます。
- ポスター、リーフレット等の活用により、「子ども読書の日」及び「読書週間」の広報活動を実施します。
- 「子ども読書の日」の取組についてのアンケートを実施し、その結果をウェブページで公表することで、読書活動への関心を高めます。

② 「青少年によい本をすすめる県民運動」の実施

家庭、地域、学校等で「青少年によい本をすすめる県民運動」を毎年10月に展開し、青少年健全育成の観点からも、子供の読書活動の推進を図ります。

③ 「高校生ビブリオバトル愛知県大会」の実施

自ら本を選ぶ力や語る力が育ち、読んでみたいと思う本に出会う機会を与える効果的な取組の一つとして、ビブリオバトルが挙げられます。

国の第四次基本計画に県の役割として定められた、高校生の不読率改善を図ると同時に、優良な図書の普及にもつながる事業として「高校生ビブリオバトル愛知県大会」を開催します。

④ 広範な情報の収集・提供

◆ 県教育委員会のウェブページによる情報提供

市町村の協力を得て、市町村が実施する子供の読書活動推進事業に関する取組状況や、各図書館におけるおはなし会、ブックトーク、絵本・児童図書の展示等の事業や催しの実施状況についての情報を収集し、県教育委員会のウェブページの「愛知県子供の読書活動」専用ページにより提供していきます。

◆ 生涯学習情報システム「学びネットあいち」による情報提供

生涯学習情報システム「学びネットあいち」を活用し、子供の読書活動に関して、各関係機関・団体が開催する行事や読書ボランティアに関する情報を幅広く収集し、インターネットにより提供していきます。

さらに、読書に関する講演会の記録などを学習コンテンツとして掲載し、読書に関する学びを支援していきます。

◆ 生涯学習情報誌「まなびいあいち」による情報提供

県生涯学習推進センター発行の生涯学習情報誌「まなびいあいち※46」に子供読書活動についての情報や読書ボランティアの活動を掲載し、情報提供に努めます。

◆ 各種団体の広報活動の支援

各関係機関・団体の発行する広報誌などを積極的に収集し、県生涯学習推進センターの情報ラウンジで提供します。

⑤ 優れた子供読書活動の奨励

- 子供の読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）を選考し、文部科学大臣表彰の対象として推薦します。
- 県内での特色ある優れた読書活動実践例について、研修会やウェブページ等で紹介することで、その成果について県内への普及に努めます。

⑥ 優良な図書 の普及

- 公立図書館や学校図書館研究会等が推薦する優良図書の情報を学校に提供し、読書活動の推進に活用するよう啓発していきます。
- 高校生ビブリオバトル愛知県大会のチャンプ本等の情報を活用し、高校生の読書への興味・関心を高めます。
- 社会保障審議会※47で推薦された優良な図書リストを配布し、その周知・普及に努めます。
- 優れた本や話題性のある本、また、手作り絵本等について、研修会で紹介し、読み聞かせなどの活動において活用してもらうよう促していきます。

⑦ 効果的な取組の奨励

子供自身が本と子供たちとを結び付ける手助けをするリーダーとなる「子ども司書」の養成が効果的な取組として挙げられます。

また、数人で集まり、本の感想を話し合う「読書会」も、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる効果的な取組として注目されています。

県においても、このような取組の実践を積極的に奨励していきます。

⑧ 書店、出版社、報道機関等民間企業との連携・協力

民間企業と連携・協力を図り、より広く子供読書活動推進に関する情報が行き渡るよう努めます。

方策5 家庭、地域、学校等相互及び図書館間等の連携・協力の推進

期待される体制

子供の自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等がその役割を果たすだけでなく、相互に連携・協力し、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

そのため、子供の読書活動推進に関する図書や情報の共有化、人材の活用、事業の共同実施など、家庭、地域、学校等が連携・協力した取組を進め、子供が読書に親しむ機会を提供できる体制作りが期待されます。

また、公立図書館間、公立図書館と学校図書館が連携・協力することにより、子供の読書環境を充実させる体制が整っていきます。さらに、国立国会図書館国際子ども図書館等との連携・協力により多様な情報や資料を手に入れることが期待されます。

施策の方向

連携・協力を進めるに当たり、地域や学校等における活動の核となる人材を育成するとともに、地域での取組事例を紹介し、家庭、地域、学校等の連携・協力を促進します。

公立図書館間及び公立図書館と学校図書館、また、市町村立図書館と保健所・保健センターなどとの連携・協力を進めます。

取組

① 家庭と学校等の連携

- 学校等から家庭に向けた「図書だより」の発行により、^{うちどく}家読活動を奨励するよう学校等に働きかけていきます。
- PTAが保護者を対象にアンケートを実施し、学校祭で「親が子にすすめたい本」のコーナーを設けるなど、子供に読書を促すことを学校等を通じて働きかけていきます。
- 家庭にある本を学校等に持ち寄って学級文庫において活用することを家庭や学校等に促していきます。

② 地域と学校等の連携

- 公立図書館は学校がインターネットで公立図書館の蔵書検索を行い、学校図書館にはない資料を借り受けて利用することができる協力貸出サービスを積極的に活用することを促します。
- 公立図書館は、学校図書館運営のための相談に応じるなどの支援を行います。
- 公立図書館は、学校の要望により、職員を派遣して読み聞かせ会やブックトークを実施するほか、図書館の活用方法や資料の調べ方を紹介するなど学校図書館との人的交流を図ります。
- 公立図書館は、ブックトークや読み聞かせの方法、学校図書館の効果的なレイアウトなど、必要なスキルを身に付けるための研修を司書教諭や学校司書等を実施します。
- 公立図書館は、調べ学習などの場所の提供や、職場体験、見学の受入れ、自主的な学習を可能にする図書館利用教育など、適切な支援を行います。
- 学校等に対し、市町村立図書館と連携してネットワーク化を進め、図書を共有化できるよう促します。
- 県図書館は、県立学校等に対し、学校での読書活動及び学習活動の支援について、協力貸出サービス等を中心に、市町村立図書館と連携して拡充を図っていきます。
- 学校等が地域と連携し、子供の読書活動の推進に取り組む事例を紹介します。
- 読み聞かせや図書事務などを行うボランティアによる教育活動支援を促進します。特に、中学校においては、図書館を更に活性化させるため、ボランティアが活動できる機会を増やすよう各学校に呼びかけていきます。

③ 家庭と地域の連携

- 市町村において、地域の子供や親子が集まる施設などに図書コーナーの設置を促し、本に親しむ機会を増やしていきます。
- 図書館などの公共施設において、科学遊びや工作などの直接体験と本を結び付ける行事を企画し、家庭における読書のきっかけ作りを進めていきます。
また、読み聞かせ会やブックトークなどの機会を設けて、親子に読書の楽しさを伝えていくよう市町村に促していきます。

④ 公立図書館間及び公立図書館と国立国会図書館等との連携・協力 (21、22ページ再掲)

◆ 公立図書館間の連携・協力

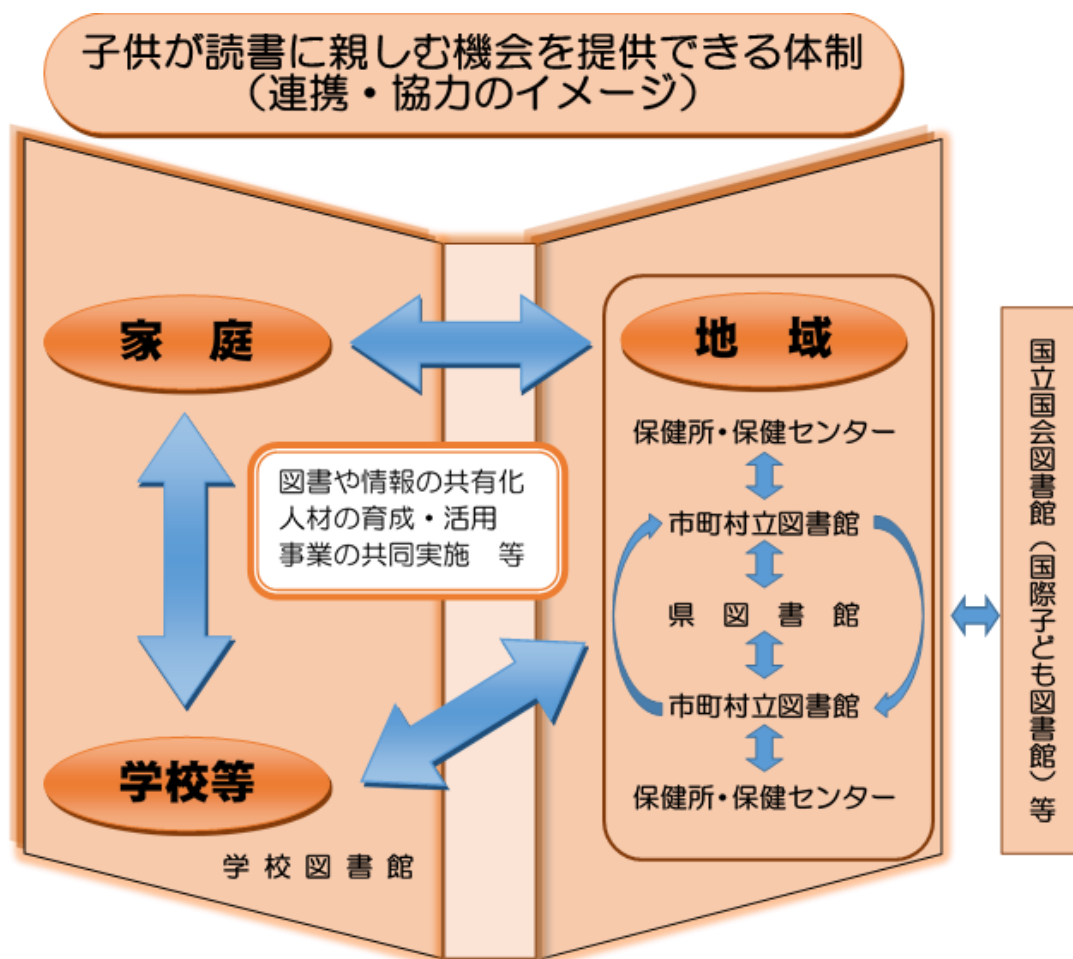
- 物流ネットワークの充実
- 人的ネットワークの整備

◆ 公立図書館と国立国会図書館国際子ども図書館等との連携・協力

⑤ 市町村立図書館と保健所・保健センターなどとの連携・協力

- 保健所・保健センターなどで実施される子供の健診の際に、市町村立図書館の司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法を保護者に指導するよう促します。
- 司書や保健所・保健センターなどの保健師、読書ボランティア等が連携・協力し、乳幼児への読み聞かせの意義や重要性について説明しながら保護者に絵本等を手渡すブックスタート事業を促進します。

⑥ 書店、出版社、広報各社等民間企業との連携・協力 (40ページ再掲)



方策6 子供読書活動推進体制の整備

期待される体制

子供の読書活動を推進するためには、県、市町村、図書館、学校、民間団体等が相互に連携・協力してネットワークを構築するなど、施策を総合的に推進する体制の整備が必要です。そのためには、この計画に記載された取組が着実に実施される必要があります。

また、市町村では、既にそれぞれの地域の実情に応じた様々な子供の読書活動に係る事業を実施していますが、まだ市町村推進計画を策定していないところもあり、これらの市町村には、計画を策定し、子供の読書活動に関する施策を総合的に推進するための体制を整備することが期待されます。

施策の方向

「愛知県子ども読書活動推進協議会※⁴⁸」を中核組織として、子供の読書活動を推進する関係機関の連携・協力の具体的な方策の検討やこの計画の進行管理を行っていきます。

また、市町村や民間団体等に関する情報の収集・提供及び子供の読書環境の整備に関する状況の把握に努めます。

取組

① 子供読書活動の総合的な推進

県、市町村、図書館、学校、民間団体等で組織する「愛知県子ども読書活動推進協議会」から助言を受け、子供の読書活動を総合的に推進していきます。

◆ 「愛知県子供読書活動推進大会」の開催

地域や学校等での活動の核となる人材の育成や人的ネットワークの形成を図るため、図書館や民間団体との協働により、県内の子供の読書活動に関わる団体、図書館及び学校等の関係者に対する研修や情報交換の機会となる推進大会を開催します。

② 市町村推進計画策定の推進

市町村推進計画策定率を高めるため、策定済み市町村の取組等の情報を提供し、策定意義の普及と支援に努めることで、策定率の向上を目指します。

③ 第四次推進計画の推進

◆ 子供の読書活動や読書環境に関する調査の実施

市町村の協力を得て、市町村や図書館が実施する子供の読書活動推進事業に関する情報の収集・提供に努めるとともに、全校種において、児童生徒の読書状況などに関する調査を実施します。

◆ 計画の進行管理

子供の読書活動や読書環境に関する調査結果を活用し、主要な取組の進捗状況を点検することにより、計画の進行管理を確実に行います。また、「愛知県子ども読書活動推進協議会」に進捗状況を報告し、必要に応じて助言を受け、事業内容の見直しを行います。



愛知県子ども読書活動推進大会（基調講演）



愛知県子ども読書活動推進大会（交流会）

第四次推進計画における数値目標

項目		現況(2017年)	目標(2023年)	
		数値	数値	
<基本目標1>家庭、地域、学校等における取組の充実				
①市町村立図書館におけるボランティア団体数(人数)		538団体 (6,298人)	現況値以上	
②一斉読書等読書活動実施率	小学校	98.6%	現況値以上	
	中学校	95.1%	現況値以上	
	高等学校	26.7%	50%	
③一斉読書以外の読書活動推進の取組実施率		特別支援学校	71.0%	99%
④学校種ごとの不読率	小学校	6.5%	3%以下	
	中学校	12.3%	7%以下	
	高等学校	45.9%	33%以下	
<基本目標2>子供読書活動推進支援の一層の充実				
⑤公立図書館と学校図書館との連携実施率	小学校	86.0%	95%	
	中学校	68.8%	75%	
	高等学校	18.0%	30%	
	特別支援学校	29.0%	40%	
⑥市町村推進計画策定率		72.2%	91%	

- ①：市町村（名古屋市を含む）が設置する図書館において活動する、ボランティア団体の実数とその構成人数の合計
- ②：公立学校（名古屋市を除く）のうち、子供たちが同時に本を読む等、一斉読書等の活動を実施している学校の割合（全校調査）
- ③：公立特別支援学校（名古屋市を除く）のうち、読書週間に実施する行事等、読書のきっかけ作りとなる取組を実施している学校の割合。目標は、第三次推進計画期間（H26～H30）中の最良値を上回る値（全校調査）
- ④：公立学校（名古屋市を除く）の児童生徒のうち、1か月に1冊も本を読んでいない者の割合。目標は、第三次推進計画期間（H26～H30）中の最良値を上回る値（抽出調査）
- ⑤：公立学校（名古屋市を除く）のうち、団体貸出し利用等による公立図書館との連携を実施している学校の割合（全校調査）
- ⑥：市町村（名古屋市を含む）のうち、「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定している市町村の割合。目標は、国の定めた目標（市：100% 町村70%以上）を本県に当てはめて算出

愛知県子供読書活動推進計画（第四次）注釈集

※1 子供

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）では子供について「おおむね十八歳以下の者をいう。」と規定している。本計画もこれによるものとする。

※2 不読率

1か月の間に1冊も本を読まなかった子供の割合。

※3 あいちの教育ビジョン2020

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現を基本理念とする第三次愛知県教育振興基本計画。情報通信技術の進展、社会・経済のグローバル化の進展等、子供たちを取り巻く社会の急速な変化に伴う新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力を踏まえ、愛知の教育を更に推進していくため、先のプランの基本理念を継承し、平成28年2月に策定された。

※4 ブックスタート

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に受診した親子に対し、赤ちゃん絵本に親しむことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの資料を配布する事業。

※5 「親の育ち」家庭教育研修会

県で作成した親向けの学習プログラムを活用した参加型・体験型の研修会。市町村の講座や幼稚園・保育所、小・中学校等で実施。

※6 県内図書館横断検索「愛蔵くん」

ウェブサイト上で県内市町村立図書館等の蔵書を一度に検索できるシステム。平成16年度の愛称公募により「愛蔵くん」に決定。

※7 専門図書館3館

愛知芸術文化センターアートライブラリー、愛知県産業労働センター（ウインクあいち）労働関係情報コーナー、愛知県女性総合センター（ウィルあいち）情報ライブラリー。

※8 ブックトーク

子供や大人の集団を対象に、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして、特定の主題について何冊かの本の内容の紹介を行う活動。

※9 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるために「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第10条により制定された。

※10 文字・活字文化の日

10月27日。国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするために「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）第11条により制定された。

※11 青少年によい本をすすめる県民運動 [強調月間:10月1日～10月31日]

愛知県及び愛知県青少年育成県民会議は、市町村及び関係機関・団体の協力を得て、①青少年向け優良図書目録の作成・配布、②啓発ポスターの作成・配布、③はがきによる読書感想文・感想画の募集、④児童図書等の学校、児童等への寄贈（協賛：愛知県書店商業組合）を実施。

市町村及び関係機関・団体は、本運動の趣旨に基づき、それぞれの地域の実情等に即して、青少年向け優良図書目録、啓発ポスター、機関誌等による広報、啓発を実施。

※12 愛知県子ども読書活動推進大会（愛知県子供読書活動推進大会）

学校・図書館関係者、子供読書活動を行う関係者を中心とした研修会。平成16年度「こころを育む読書のつどい」、平成18年度「全国読書フェスティバル愛知大会」の開催を機に、定期的な全県的研修大会開催の要請が高まり、平成19年度から開催。詳細は29ページ及び46ページを参照。

※13 愛知県子ども読書活動実態調査

「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）」の効果と課題を明らかにし、本県の子供の読書活動について方向性を定めていくことを目的に、平成30年1月4日から平成30年1月31日まで、教育委員会が無作為抽出した県内小・中・高等学校を対象に行った標本調査。12,850人対象。

※14 愛知県における小・中・高等学校対象の読書に関するアンケート

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（文部科学省）において課題となっている不読率と地域間の取組の格差について、県内の児童生徒の読書に関する状況を明らかにするとともに、愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）の策定に向けての資料とするために、平成25年5月1日から平成25年5月31日までの1か月間を調査対象期間として実施した。小・中学校は市町村ごと、高等学校は地域ごとに抽出された学校の各学年・クラスを対象にした標本調査である。12,011人対象。

※15 家読（うちどく）

子供を中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想などを話し合っ、コミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。

※16 おはなし会

図書館の子供に対するサービスの一つ。子供と本の世界を結び付ける手段として、子供を集めて読み聞かせやストーリーテリング（語り手が物語を覚え、本を見ずに語って聞かせること）などにより、おはなしを聞かせる集まり。

※17 地区家庭教育推進協議会

県内6地区で開催。各地域の家庭教育関係者が一堂に会し、子育て支援者による交流活動や、家庭教育推進地区の活動発表、情報交換などを実施。

※18 児童図書室

公立図書館が、児童サービスを行うために図書館内に設置した、絵本・児童書・紙芝居など子供のために作られた資料を集めた部屋。

※19 レファレンス

利用者の問合せに応じたり、本に関する情報を提供したりする業務。

※20 ティーンズコーナー

青少年に読書の楽しさを知ってもらうために設置された、青少年を対象とした図書・雑誌・新聞などを集めたコーナー。

※21 マルチメディアDAISY

音声にテキスト及び画像をシンクロ（同期）させ、ユーザーは音声を聞きながら抜粋されたテキストを読み、同じ画面で絵を見ることができる。利用対象者は視覚障害者に限らず、学習障害者やディスレクシア（小児期に生じる特異的な読み書き障害で、知的な遅れや視聴覚障害がなく、十分な教育歴と本人の努力があるにもかかわらず、知的能力から期待される読字能力を獲得することに困難がある状態）などの読むことに障害のある全ての人に貢献することができる。

※22 LLブック

LLとは、「やさしく読みやすい」を意味するスウェーデン語のLattlastの略で、知的障害や学習障害のある人などが読みやすいよう、絵や写真などを使って分かりやすく書かれた本。

※23 ブックリスト

読書への興味・関心を喚起するために、対象年齢や主題等、ある基準により選択した資料を紹介する簡便な目録。

※24 ヤングアダルト層

主に中学生・高校生を中心とした10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として出版界・図書館界で意識して呼称するときに使用用語。

※25 ヤングアダルトサービス連絡会

県内の公立図書館のヤングアダルトサービス担当者が連携し、ヤングアダルトサービスに関する情報を広く収集し周知することを目的に設立。情報交換や研修、ブックガイドの発行等を主な活動とする。平成20年度より活動開始。

※26 点字図書館

視覚に障害のある人々のために、点字及び録音図書を作成又は収集、整理、保存し、貸出し及び閲覧業務を主とする図書館で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく厚生援護施設。

※27 サードプレイス

自宅(ファーストプレイス)でも職場・学校(セカンドプレイス)でもない、心地のよい第3の場所。

※28 児童サービス研修

愛知図書館協会(※30参照)が主催する児童サービス経験の浅い人を主な対象とした研修で、公立図書館等で児童サービスを行うための必要な基礎知識、技術の習得を目標とする。

※29 国立国会図書館国際子ども図書館

国立国会図書館の支部館として設置されており、納本制度による、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。児童書のナショナルセンターとして、児童へのサービスを行う図書館活動を支援し、子供の出版文化に関する情報の提供を行っている。また、学校図書館に対する支援の一環として、外国語の原書を含む児童書等約40冊を貸し出す「学校図書館セット貸出し」を行っている。

※30 愛知図書館協会

図書館事業の進歩発展を図り、教育と文化の振興に寄与することを目的に設立。読書運動の推進、会報の発行、研修事業の実施を主な活動とする。

※31 愛知県公立図書館長協議会

愛知県内の公立図書館相互の連絡を密にし、図書館活動の推進を図ることを目的に設立された、県内の公立図書館長で構成される組織。県内公立図書館間の連絡調整のほか、全国公共図書館協議会との連絡協力、図書館職員の研修、県内公立図書館の実態調査の実施を主な活動とする。

※32 生涯学習情報システム「学びネットあいち」

生涯学習機関・団体等有する生涯学習に関する情報を一元的に提供するシステム。



<http://www.manabi.pref.aichi.jp/>

※33 ウィキペディアタウン

町歩きイベントやワークショップを通して、その地域の文化財、名所、歴史的イベント、著名人などの情報を記事にまとめ、インターネット上の百科事典「ウィキペディア」に掲載し、更に記事へのアクセスが容易になるようにQRコード入りの掲示板等を設置するような取組。

※34 児童館

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づいて、児童に健全な遊びを提供してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置された施設。

※35 愛知県生涯学習推進センター

生涯学習に関する学習相談、県が養成した地域指導者の活動支援などを広域的・専門的に展開しており、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が運営している。

※36 あいちNPO交流プラザ

NPO活動の促進を目的とし、NPOの交流・活動・情報発信及び県と様々なNPOとの協働推進の拠点となる施設。

※37 子どもゆめ基金

未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験などの体験活動、絵本の読み聞かせ会といった読書活動などに対して、独立行政法人国立青少年教育振興機構が助成金を交付する事業。

※38 PISA(OECD生徒の学習到達度調査)

義務教育修了段階の15歳児(高校1年生)を対象とした調査。知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価。読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について、2000年以降、3年ごとに調査を実施。2000年と2009年には読解力を中心分野として実施。2009年調査には、65か国・地域(OECD加盟国34か国、非加盟31か国・地域)から、約47万人の15歳児が参加。日本では、全国の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校の1年生約117万人のうち、185校、約6,000人が調査に参加。

読む本の種類と頻度別に見た総合読解力の平均得点については、日本の場合、雑誌について「読まない」グループの方が「読む」グループよりも得点が高く、それ以外の読み物については、「読む」グループの方が「読まない」グループよりも得点が高いという結果が出ている。

※39 朝の読書タイム

児童生徒の読書活動の活性化を図るために、学校が読書に親しむための時間として設定しているもので、特に始業前の10分程度の時間を充てる学校が多い。

※40 愛知県学校図書館研究会

県内小・中・高等学校及び特別支援学校の学校図書館教育の充実・発展を目的とした研究組織。昭和38年に設立されて以来、年1回、愛知県学校図書館研究大会を開催し、学校図書館の管理運営、利用指導、読書指導等について研究協議を行っている。

※41 司書教諭

学校図書館法（昭和28年法律第185号）で学校に配置することが義務付けられている学校図書館の専門的職務をつかさどる主幹教諭、指導教諭又は教諭。学校図書館資料の選択・収集・提供や子供の読書活動に対する指導、情報活用能力育成指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

※42 学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。平成26年6月「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）の一部改正により、学校に置くよう努めることとされた。

※43 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学級数に応じて設定した標準冊数のことで、平成5年3月に国が定めたもの。

例： 小学校で学級数が7～12学級の場合、7学級であれば5,560冊が標準冊数となり、1学級増えると480冊ずつ増加
中学校で学級数が7～12学級の場合、7学級であれば7,920冊が標準冊数となり、1学級増えると560冊ずつ増加
視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校（小学部）で学級数が7～12学級の場合、7学級であれば3,032冊が標準冊数となり、1学級増えると96冊ずつ増加。

※44 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、1冊の本を順番に読む等様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

※45 ビブリオバトル

それぞれが読んで面白かった本を持ち寄り、その本の面白さについて順番に5分程度で紹介し、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決めていく書評会のこと。ビブリオバトルの効果として、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力・語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会う機会が増えることなどが言われている。近年では、全国の大学、地方公共団体、図書館などで広がりつつある。

※46 生涯学習情報誌「まなびあいち」

生涯学習に関する講座・講習会、イベント情報、「学びネットあいち」ネットワーク機関や読書ボランティアとして活動している団体・個人の紹介などを行う情報誌。年4回（6、9、12、3月）、1回につき8,000部発行している。

※47 社会保障審議会

厚生労働省に設置された審議会の一つ。厚生労働相の諮問機関であり、社会保障制度全般に関する基本事項や各種の社会保障制度の在り方について審議・調査し、意見を答申している。また、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

※48 愛知県子ども読書活動推進協議会

子供の読書活動を総合的に推進し、県、市町村、図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制の整備、協働の在り方や方策について検討するため、幅広い分野の関係機関・団体で構成された協議会。

参 考 資 料

1 愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）における数値目標の進捗状況

<基本目標1> 家庭、地域、学校等における取組の推進

◆ 家庭における取組の推進

- 市町村のブックスタート等の取組実施率

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
実 施 率	89%	93%	94%	96%	96%	100%

- 保護者による子どもへの本の読み聞かせ実施率

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
実 施 率	78%	79%	79%	81%	84%	85%以上

◆ 地域における取組の推進

- 県図書館における児童図書年間貸出冊数 (個人貸出数)

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
貸 出 冊 数	87,918冊	86,967冊	86,451冊	87,541冊	84,296冊	85,840冊	97,000冊以上

- 市町村立図書館におけるボランティアの受入状況

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
団 体 数	540団体	526団体	529団体	545団体	538団体	600団体
人 数	7,157人	6,932人	6,641人	6,561人	6,298人	8,000人
市町村の割合	96%	96%	94%	94%	96%	100%

◆ 学校等（幼稚園・保育園を含む）における取組の推進

- 全校一斉読書実施率

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
小 学 校	98%	98%	99%	99%	99%	100%
中 学 校	96%	97%	95%	95%	95%	100%

- 全校一斉読書以外の読書活動推進の取組実施率 (28年度は調査未実施)

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
小 学 校	99%	99.6%	99%	—	99%	100%
中 学 校	74%	75%	80%	—	78%	100%
高 等 学 校	68%	75%	81%	—	54%	100%
特別支援学校	99%	84%	97%	—	71%	100%

○ 学校種ごとの不読率 (抽出調査)

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
小 学 校	4.2%	3.1%	3.8%	3.5%	6.5%	3%以下
中 学 校	7.6%	10.4%	9.3%	8.6%	12.3%	5%以下
高 等 学 校	33.5%	39.9%	43.2%	35.8%	45.9%	25%以下

○ 図書の新規購入冊数 (目標値は 26～30 年度累計) (29 年度は調査未実施)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	累 計	目標(30 年度)
小 学 校	256,782 冊	270,172 冊	257,465 冊	—	784,419 冊	200 万冊
中 学 校	190,921 冊	163,424 冊	162,587 冊	—	516,932 冊	100 万冊
高 等 学 校	35,569 冊	35,947 冊	33,806 冊	—	105,322 冊	25 万冊
特別支援学校	4,085 冊	4,301 冊	2,907 冊	—	11,293 冊	2 万冊

○ 学校図書蔵書のデータベース化率

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
小 学 校	85%	86%	86%	86%	88%	100%
中 学 校	82%	83%	82%	83%	86%	100%
高 等 学 校	94%	95%	95%	95%	95%	100%
特別支援学校	91%	85%	90%	93%	90%	100%

<基本目標 2> 普及啓発活動の推進

○ 市町村の子ども読書の日における事業実施率 (各年度実施計画)

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
実 施 率	93%	94%	91%	93%	93%	94%	100%

<基本目標 3> 子どもが読書に親しむ機会を提供できる連携・協力体制の整備

○ 公立図書館と学校図書館との連携実施率

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
小 学 校	80%	81%	84%	85%	86%	90%
中 学 校	59%	65%	65%	69%	69%	70%
高 等 学 校	15%	17%	17%	17%	18%	30%
特別支援学校	31%	27%	28%	34%	29%	40%

○ 市町村子ども読書活動推進計画策定率 (各年度 10 月現在)

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
策 定 率	67%	70%	70%	70%	72%	100%

※ 学校等のデータは、名古屋市立、国立、私立を除いた県内の学校を対象とした。

2 愛知県子ども読書活動推進協議会開催要項

(目 的)

第1 愛知県子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子どもの読書活動を総合的に推進し、県・市町村、図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制の整備、協働のあり方や方策について検討するため、愛知県子ども読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 子どもの読書活動に関する施策について、総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に関する施策について、関係機関・団体等との連携・協力、協働のあり方に関すること。
- (3) 子どもの読書活動に関する状況調査に関すること。
- (4) 現行の推進計画及び新たな推進計画に関すること。
- (5) その他、子ども読書活動を推進する上で必要な事項に関すること。

(構 成)

第3 推進協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者で、教育長から委嘱された者で構成する。

2 委員の任期は1年（ただし、年度の途中で就任する場合は、当該年度の3月末日まで）とし、再任を妨げない。

(会 長)

第4 推進協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5 推進協議会は、教育長が招集する。

2 推進協議会は、会長が議長となる。

(専門部会)

第6 推進協議会に、その協議事項に係る専門的事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、推進協議会委員のうち、会長が指名する者で構成する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が務める。

4 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第7 推進協議会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成16年7月7日から施行する。

附則

この要項は、平成20年6月12日から施行する。

附則

この要項は、平成22年6月9日から施行する。

附則

この要項は、平成23年5月31日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月12日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月5日から施行する。

平成30年度愛知県子ども読書活動推進協議会委員

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	椋山女学園大学国際コミュニケーション学部教授	堀田あけみ※
図書館関係者	愛知県図書館長	長屋 徹
	田原市中央図書館長	豊田 高広
市町村関係者	一宮市教育委員会教育長	中野 和雄
学校関係者	愛知県公立幼稚園・こども園長会会長	栗木 節子
	愛知県学校図書館研究会会長（安城市立作野小学校長）	石原 紳
	愛知県学校図書館研究会副会長（県立江南高等学校長）	田中 耕太郎
民間団体	愛知県書店商業組合理事長	春井 宏之
	東海子どもの本ネットワーク世話人	近藤 洋子
	神守中学校地域学校協働本部書記	川地 昌世
保護者	愛知県公立高等学校PTA連合会副会長	関戸 慎治
教育委員会	教育企画課長	野村 均
	生涯学習課長	富田 正美
	高等学校教育課長	小林 整次
	義務教育課長	伊藤 克仁
	特別支援教育課長	北島 淳
県民文化部	社会活動推進課長	木佐貫 昭二
健康福祉部	子育て支援課長	野口 幸夫

（委員18名 ※は会長）

平成30年度愛知県子ども読書活動推進協議会専門部会委員

学識経験者	椋山女学園大学国際コミュニケーション学部教授	堀田あけみ
学校関係者	愛知県学校図書館研究会副会長（県立江南高等学校長）	田中 耕太郎
民間団体	愛知県書店商業組合理事長	春井 宏之

（協議会委員の中から3名）

3 愛知県子ども読書活動推進計画（第四次）策定検討委員会開催要項

（目 的）

第1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、平成26年3月に策定された第三次の「愛知県子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）」が、計画期間として定められた5年を経過したことに伴い、第四次の推進計画を策定するため、愛知県子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2 策定検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定案の作成に関する事項
- (2) その他、必要な事項

（構 成）

第3 策定検討委員会は、別表1に掲げる所属の職員のうち、所属長から推薦された者をもって構成する。

2 委員の任期は、策定検討委員会設置の日から推進計画策定の終了までとする。

（委員長）

第4 策定検討委員会に委員長を置き、委員長は生涯学習課主幹が務める。

2 委員長は、会務を総理する。

（会 議）

第5 策定検討委員会は、委員長が招集する。

2 策定検討委員会においては、委員長が議長となる。

（意見の聴取）

第6 策定検討委員会は、必要があると認めるときは、愛知県子ども読書推進協議会専門部会委員などの出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7 策定検討委員会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において処理する。

（雑 則）

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月24日から施行する。

別表1 (第3関係)

所	属
教育委員会	教育企画課 生涯学習課 高等学校教育課 義務教育課 特別支援教育課
県民文化部	社会活動推進課 愛知県図書館
健康福祉部	子育て支援課

県民の皆様へ

【子供の皆さんへ】

たくさんの方が関わってできた本は「なるほど！」や「すてき！」が詰ま^つっていて、みんなにいろいろなことを教えてくれます。

本よりも面白^{おもしろ}いものは、他にあるかもしれ^{ほか}ないけれど、楽しくて、ためになる読書をたくさんしてください。

＜高校生の皆さんへ＞

高校生の皆さん、読書習慣がある生徒は、読書をしない生徒に比べ文章読解力が高い傾向にあるという調査結果が出ていることを知っていますか。勉強や部活動、他にも興味・関心のあることが多くあり、読書に費やす時間は限られていると思いますが、楽しみながら様々な世界や人生に触れ、自分の未来を切り開く、そんな読書に親しむ機会を設けてみませんか。

【大人の皆様へ】

読書は単なる娯楽ではなく、子供がより良く成長し、立派な社会人となるために大切なものとして子供に与えられるべきものです。それと同時に大人の皆様にとっても、新たな生きる力を得る糧として、心の癒やしとして必要なものではないでしょうか。「子供は親の背中を見て育つ」と言います。親だけではなく、大人のやることは子供のやることにつながっています。大人も時間を作って本を読み、本をテーマに子供と話をしてみませんか。

＜読むことに困難のある子供に関わる大人の皆様へ＞

本を読むことに対する様々な困難に関係なく全ての子供たちは、新しいことを知りたい、感動を味わいたいなど、それぞれの理由で読書を求めています。読む、聞く、触れる、楽しみ方のコツを伝えるなどの方法で、一人一人の子供に応じた誰もが楽しめる読書を目指し、マルチメディアDAISYの整備等できる限りの支援を用意していきます。皆様も子供たちの内なる声に応えてみませんか。

＜日本語以外を母語とする子供に関わる大人の皆様へ＞

二つ以上の言語に触れる子供は、言語体験が豊かになり、成長に良い影響を与える可能性を持っています。読書は、日本語以外を母語とする子供の言葉の発達に不可欠であり、集中して聞く力や、想像力も育てます。大人の皆様の得意な言語（母語）で書かれた本を読んであげましょう。読書を通じて、子供と大人のコミュニケーションの時間を作ってみませんか。

子供たちが、本のある暮らしを通じて、心豊かで、健やかに成長していけるよう、この計画を基に皆様で力を合わせて歩んでいきましょう。



愛知県教育委員会生涯学習課

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6781

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syogaigakushu/0000027044.html>